

《中華人民共和國商標法》改正前後の対照表

翻訳・整理 羊 建中&張 雨@CPA Tokyo

E-MAIL : tokyo@cpahk1td.com

旧法	旧法和訳	新法	新法和訳
第一章 总 则	第一章 総則	第一章 总 则	第一章 総則
第一条 为了加强商标管理,保护商标专用权,促使生产、经营者保证商品和服务质量,维护商标信誉,以保障消费者和生产、经营者的利益,促进社会主义市场经济的发展,特制定本法。	第一条 商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者及び経営者に商品と役務の品質を保証させることを促がし、商標の信用を維持し保護することにより、消費者と生産者及び経営者の利益を保障し、社会主義市場経済の発展を促進することを目的としてこの法律を制定する。	第一条 为了加强商标管理,保护商标专用权,促使生产、经营者保证商品和服务质量,维护商标信誉,以保障消费者和生产、经营者的利益,促进社会主义市场经济的发展,特制定本法。	第一条 商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者、経営者に商品と役務の品質の保証を促し、商標の信用を維持し、よって消費者と生産者、経営者の利益を保障し、社会主義市場経済の発展を促進するため、本法を制定する。
第二条 国务院工商行政管理部门商标局主管全国商标注册和管理的工作。 国务院工商行政管理部门设立商标评审委员会,负责处理商标争议事宜。	第二条 国务院の工商行政管理部門商標局は、全国の商標登録及び管理業務を主管する。 国务院工商行政管理部門は、商標評審委員会を設置し、商標争議に係わる事項の処理に責任を負う。	第二条 国务院工商行政管理部门商标局主管全国商标注册和管理的工作。 国务院工商行政管理部门设立商标评审委员会,负责处理商标争议事宜。	第二条 国务院工商行政管理部門商標局は、全国の商標登録及び管理の業務を主管する。 国务院工商行政管理部門は商標評審委員会を設置し、商標争議事案の処理に責任を負う。
第三条 经商标局核准注	第三条 商標局の審査を経て登録された商標を登録商標という。登録商標	第三条 经商标局核准注	第三条 商標局の許可を受けて登録された商標は登録商標とし、これには

<p>册的商标为注册商标，包括商品商标、服务商标和集体商标、证明商标；商标注册人享有商标专用权，受法律保护。</p> <p>本法所称集体商标，是指以团体、协会或者其他组织名义注册，供该组织成员在商事活动中使用，以表明使用者在该组织中的成员资格的标志。</p> <p>本法所称证明商标，是指由对某种商品或者服务具有监督能力的组织所控制，而由该组织以外的单位或者个人使用于其商品或者服务，用以证明该商品或者服务的原产地、原料、制造方法、质量或者其他特定品质的标志。</p> <p>集体商标、证明商标注册和管理的特殊事项，由国务院工商行政管理部门规定。</p>	<p>は、商品商標、役務商標、団体商標、及び証明商標とからなる。商標登録権者は商標専用権を享有し、この法律の保護を受ける。</p> <p>この法律にいう団体商標とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章のことを言う。</p> <p>この法律でいう証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務について使用し、同商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。</p> <p>団体商標、証明商標の登録、管理に関する事項は国务院工商行政管理部门により規定される。</p>	<p>册的商标为注册商标，包括商品商标、服务商标和集体商标、证明商标；商标注册人享有商标专用权，受法律保护。</p> <p>本法所称集体商标，是指以团体、协会或者其他组织名义注册，供该组织成员在商事活动中使用，以表明使用者在该组织中的成员资格的标志。</p> <p>本法所称证明商标，是指由对某种商品或者服务具有监督能力的组织所控制，而由该组织以外的单位或者个人使用于其商品或者服务，用以证明该商品或者服务的原产地、原料、制造方法、质量或者其他特定品质的标志。</p> <p>集体商标、证明商标注册和管理的特殊事项，由国务院工商行政管理部门规定。</p>	<p>商品商標、役務商標及び団体商標、証明商標を含む。商標登録者は商標専用権を有し、法律の保護を受ける。</p> <p>本法にいう団体商標とは、団体、協会またはその他の組織の名義で登録し、当該組織の構成員が商事活動における使用に供し、使用者の当該組織構成員の資格を表示する標識を言う。</p> <p>本法にいう証明商標とは、特定の商品または役務に対して監督能力を有する組織が管理し、当該組織以外の単位または個人の商品または役務に使用され、当該商品または役務の原産地、原料、製造方法、品質またはその他の特定な品質の証明に用いる標識を言う。</p> <p>団体商標、証明商標の登録と管理に関する特別事項は、国务院工商行政管理部门により規定する。</p>
---	--	---	--

<p>第四条 自然人、法人或者其他组织对其生产、制造、加工、拣选或者经销的商品，需要取得商标专用权的，应当向商标局申请商品商标注册。</p> <p>自然人、法人或者其他组织对其提供的服务项目，需要取得商标专用权的，应当向商标局申请服务商标注册。</p> <p>本法有关商品商标的规定，适用于服务商标。</p>	<p>第四条 自然人、法人又はその他の組織が、その生産、製造、加工、選定又は販売する</p> <p>商品について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商品の商標登録を出願しなければならない。</p> <p>自然人、法人又はその他の組織が、その提供する役務内容について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に役務商標の登録を出願しなければならない。</p> <p>この法律の商品商標に関する規定は役務商標に適用する。</p>	<p>第四条 自然人、法人或者其他组织在<u>生产经营活动中</u>，对其商品或者服务需要取得商标专用权的，应当向商标局申请商标注册。</p> <p>(第一款、第二款合并)</p> <p>本法有关商品商标的规定，适用于服务商标。</p>	<p>第四条 自然人、法人またはその他の組織は、<u>生産、経営活動において、その商品または役務について</u>商標専用権を取得する必要があるときは、商標局に商標登録を出願しなければならない。</p> <p>本法の商品商標に関する規定は、役務商標にも適用する。</p>
<p>第五条 两个以上的自然人、法人或者其他组织可以共同向商标局申请注册同一商标，共同享有和行使该商标专用权。</p>	<p>第五条 二以上の自然人、法人又はその他の組織は、商標局に共同で同一の商標登録を出願し、共同で同商標権を享有、行使することができる。</p>	<p>第五条 两个以上的自然人、法人或者其他组织可以共同向商标局申请注册同一商标，共同享有和行使该商标专用权。</p>	<p>第五条 二人以上の自然人、法人またはその他の組織は、商標局に対し共同で一つの商標の登録出願を行い、共同で同商標権を有し、行使することができる。</p>
<p>第六条 国家规定必须使用注册商标的商品，必须申请商标注册，未经核准注册的，不得在市场销售。</p>	<p>第六条 国が登録商標を使用すべき旨を定めた商品については、商標登録出願をしなければならない。登録が未だ認められていないときは、市場で販売することができない。</p>	<p>第六条 <u>法律、行政法规</u>规定必须使用注册商标的商品，必须申请商标注册，未经核准注册的，不得在市场销售。</p>	<p>第六条 法律、行政法規が登録商標を使用しなければならないと定めた商品について、商標登録出願しなければならない。登録が許可されない場合、市場で販売してはならない。</p>
<p>第七条 商标使用人应当</p>	<p>第七条 商標を使用する者は、その</p>	<p>第七条 <u>申请注册和使用</u></p>	<p>第七条 <u>商標の登録出願と使用は、</u></p>

<p>对其使用商标的商品质量负责。各级工商行政管理部门应当通过商标管理，制止欺骗消费者的行为。</p>	<p>商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各クラスの工商行政管理部門は、商標管理によって消費者を欺瞞する行為を禁止しなければならない。</p>	<p><u>商标，应当遵循诚实信用原则。</u></p> <p>商标使用人应当对其使用商标的商品质量负责。各级工商行政管理部门应当通过商标管理，制止欺骗消费者的行为。</p>	<p><u>信義誠実の原則に従わなければならない。</u></p> <p>商標使用者はその商標を使用する商品の品質について責任を負わなければならない。各級の工商行政管理部門は商標管理を通じて消費者に対する詐欺行為を制止しなければならない。</p>
<p>第八条 任何能够将自然人、法人或者其他组织的商品与他人的商品区别开的可视性标志，包括文字、图形、字母、数字、三维标志和颜色组合，以及上述要素的组合，均可以作为商标申请注册。</p>	<p>第八条 自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができるいかなる視覚的標章（文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状及び色彩の組合せ、並びにこれらの要素の組合せを含む）は、全て商標として登録出願することができる。</p>	<p>第八条 任何能够将自然人、法人或者其他组织的商品与他人的商品区别开的标志，包括文字、图形、字母、数字、三维标志、颜色组合和声音等，以及上述要素的组合，均可以作为商标申请注册。</p>	<p>第八条 文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等、及びこれらの組合せを含め、自然人、法人またはその他の組織の商品を他人の商品と区別できるいかなる標章は、商標として登録出願することができる。</p>
<p>第九条 申请注册的商标，应当有显著特征，便于识别，并不得与他在先取得的合法权利相冲突。</p> <p>商标注册人有权标明“注册商标”或者注册标记。</p>	<p>第九条 登録出願にかかる商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、かつ他人の先に取得した合法的権利と抵触してはならない。</p> <p>商標権者は「登録商標」又は登録済みの表示を表記する権利を有する。</p>	<p>第九条 申请注册的商标，应当有显著特征，便于识别，并不得与他在先取得的合法权利相冲突。</p> <p>商标注册人有权标明“注册商标”或者注册标记。</p>	<p>第九条 登録出願商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別できるものでなければならない、かつ、他人の先に取得した合法的権利と抵触してはならない。</p> <p>商標登録者は「登録商標」または登録マークを表記する権利を有する。</p>
<p>第十条 下列标志不得作</p>	<p>第十条 次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。</p>	<p>第十条 下列标志不得作</p>	<p>第十条 次に掲げる標章は商標として使用してはならない。</p>

<p>为商标使用：</p> <p>（一）同中华人民共和国的国家名称、国旗、国徽、军旗、勋章相同或者近似的，以及同中央国家机关所在地特定地点的名称或者标志性建筑物的名称、图形相同的；</p> <p>（二）同外国的国家名称、国旗、国徽、军旗相同或者近似的，但该国政府同意的除外；</p> <p>（三）同政府间国际组织的名称、旗帜、徽记相同或者近似的，但经该组织同意或者不易误导公众的除外；</p> <p>（四）与表明实施控制、予以保证的官方标志、检验印记相同或者近似的，但经授权的除外；</p> <p>（五）同“红十字”、“红新月”的名称、标志相同或者近似的；</p> <p>（六）带有民族歧视性的；</p> <p>（七）夸大宣传并带有欺骗</p>	<p>（一）中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、勳章と同一又は類似したもの及び中央国家機関所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。</p> <p>（二）外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一又は類似したもの。但し当該国政府の承諾を得ている場合にはこの限りではない。</p> <p>（三）各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章と同一又は類似するもの、但し同組織の承諾を得ているもの、又は公衆に誤認を生じさせない場合にはこの限りではない。</p> <p>（四）管理下での実施が明らかであり、その保証を付与する政府の標章、又は検査印と同一又は類似したもの。但し、その権利の授権を得ている場合にはこの限りではない。</p> <p>（五）「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似したもの。</p> <p>（六）民族差別扱いの性格を帯びたもの。</p> <p>（七）誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたもの。</p>	<p>为商标使用：</p> <p>（一）同中华人民共和国的国家名称、国旗、国徽、<u>国歌</u>、<u>军旗</u>、<u>军徽</u>、<u>军歌</u>、<u>勋章</u>等相同或者近似的，以及同中央国家机关的<u>名称</u>、<u>标志</u>、所在地特定地点的名称或者标志性建筑物的名称、图形相同的；</p> <p>（二）同外国的国家名称、国旗、国徽、军旗<u>等</u>相同或者近似的，但该国政府同意的除外；</p> <p>（三）同政府间国际组织的名称、旗帜、徽记<u>等</u>相同或者近似的，但经该组织同意或者不易误导公众的除外；</p> <p>（四）与表明实施控制、予以保证的官方标志、检验印记相同或者近似的，但经授权的除外；</p> <p>（五）同“红十字”、“红新月”的名称、标志相同或者近似的；</p> <p>（六）带有民族歧视性的；</p>	<p>（一）中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章と同一または類似のもの、及び中央国家機関の<u>名称</u>、<u>標章</u>、所在地の特定地名またはシンボリックな建築物の名称、図形と同一のもの。</p> <p>（二）外国の国名、国旗、国章、軍旗などと同一または類似のもの。但し、当該国政府の承諾を得ている場合にはこの限りでない。</p> <p>（三）政府間国際組織の名称、旗、徽章などと同一または類似のもの。但し、当該組織の承諾を得ているもの、または公衆に誤認を生じさせない場合にはこの限りでない。</p> <p>（四）管理下での実施が明らかであり、その保証を付与する政府の標章、又は検査印と同一または類似のもの。但し、その権利の授権を得ている場合にはこの限りでない。</p> <p>（五）「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一または類似のもの。</p> <p>（六）民族差別扱いの性格を帯びたもの。</p> <p>（七）<u>欺瞞性を帯び、商品の品質等</u></p>
--	--	--	---

<p>性的；</p> <p>(八) 有害于社会主义道德风尚或者有其他不良影响的。</p> <p>县级以上行政区划的地名或者公众知晓的外国地名，不得作为商标。但是，地名具有其他含义或者作为集体商标、证明商标组成部分的除外；已经注册的使用地名的商标继续有效。</p>	<p>(八) 社会主義の道德、風習を害し、又はその他公序良俗に反するもの。</p> <p>県クラス以上の行政区画の地名又は公知の外国地名は、商標とすることができない。但し、その地名が別の意味を持ち又は団体商標、証明商標の一部とする場合にはこの限りではない。既に地理的表示を利用した商標として登録された商標は、引き続き存続することができる。</p>	<p>(七) 带有欺骗性，容易使公众对商品的质量等特点或者产地产生误认的；</p> <p>(八) 有害于社会主义道德风尚或者有其他不良影响的。</p> <p>县级以上行政区划的地名或者公众知晓的外国地名，不得作为商标。但是，地名具有其他含义或者作为集体商标、证明商标组成部分的除外；已经注册的使用地名的商标继续有效。</p>	<p><u>の特徴または産地について公衆に誤認を生じさせやすいもの。</u></p> <p>(八) 社会主義道德、風習を害し、またはその他公序良俗に反するもの。</p> <p>県クラス以上の行政区画の地名または公衆に知られた外国地名は、商標とすることができない。但し、その地名が別の意味を持ち、または団体商標、証明商標の一部とする場合にはこの限りでない。既に登録された地名を使った商標は引き続き有効である。</p>
<p>第十一条 下列标志不得作为商标注册：</p> <p>(一) 仅有本商品的通用名称、图形、型号的；</p> <p>(二) 仅仅直接表示商品的质量、主要原料、功能、用途、重量、数量及其他特点的；</p> <p>(三) 缺乏显著特征的。</p> <p>前款所列标志经过使用取得显著特征，并便于识别的，可</p>	<p>第十一条 以下に掲げる標章は、商標として登録することができない。</p> <p>(一) その商品に単に一般的に用いられる名称、図形、記号</p> <p>(二) 単なる商品の品質、主要原料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの</p> <p>(三) 顕著な特徴に欠けるもの</p> <p>前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなった場合には、商標として</p>	<p>第十一条 下列标志不得作为商标注册：</p> <p>(一) 仅有本商品的通用名称、图形、型号的；</p> <p>(二) <u>仅</u>直接表示商品的质量、主要原料、功能、用途、重量、数量及其他特点的；</p> <p>(三) <u>其他</u>缺乏显著特征的。</p> <p>前款所列标志经过使用取得显著特征，并便于识别的，可</p>	<p>第十一条 次に掲げる標章は商標として登録することができない。</p> <p>(一) その商品の普通名称、図形、品番のみからなるもの。</p> <p>(二) 商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接的に表すものに過ぎないもの。</p> <p>(三) 顕著な特徴に欠けるその他のもの。</p> <p>前項に掲げる標章は、使用により顕著な特徴を取得し、容易に識別可能なものになった場合には、商標として登</p>

<p>以作为商标注册。</p>	<p>登録することができる。</p>	<p>以作为商标注册。</p>	<p>録することができる。</p>
<p>第十二条 以三维标志申请注册商标的,仅由商品自身的性质产生的形状、为获得技术效果而需有的商品形状或者使商品具有实质性价值的形状,不得注册。</p>	<p>第十二条 立体標章をもって商標出願する場合、単にその商品自体の性質により生じた形状、技術的效果を得るために必然な形状、又はその商品に本質的な価値を備えさせるための形状である場合には、これを登録してはならない。</p>	<p>第十二条 以三维标志申请注册商标的,仅由商品自身的性质产生的形状、为获得技术效果而需有的商品形状或者使商品具有实质性价值的形状,不得注册。</p>	<p>第十二条 立体的形状をもって商標登録を出願する場合、単にその商品自体の性質により生じた形状、技術的效果を得るために必要な形状または商品に本質的な価値を備えさせるための形状に過ぎない場合、これを登録してはならない。</p>
<p>第十三条 就相同或者类似商品申请注册的商标是复制、摹仿或者翻译他人未在中国注册的驰名商标,容易导致混淆的,不予注册并禁止使用。</p> <p>就不相同或者不相类似商品申请注册的商标是复制、摹仿或者翻译他人已经在中国注册的驰名商标,误导公众,致使该驰名商标注册人的利益可能受到损害的,不予注册并禁止使用。</p>	<p>第十三条 同一又は類似の商品について出願した商標が、中国で登録されていない他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ同著名商標と容易に混同を生じさせる場合には、その登録とその使用を禁止する。</p> <p>同一又は非類似の商品について出願した商標が、中国で登録されている他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ公衆を誤認させ、同著名商標権者の利益に損害を与え得る場合には、その登録とその使用を禁止する。</p>	<p>第十三条 <u>为相关公众所熟知的商标,</u> <u>持有人认为其权利受到侵害时,</u> <u>可以依照本法规定请求驰名商标保护。</u></p> <p>就相同或者类似商品申请注册的商标是复制、摹仿或者翻译他人未在中国注册的驰名商标,容易导致混淆的,不予注册并禁止使用。</p> <p>就不相同或者不相类似商品申请注册的商标是复制、摹仿或者翻译他人已经在中国注册</p>	<p>第十三条 <u>関連公衆に熟知された商標であって、その所有者が自分の権利を侵害されたと認識する場合に、本法の規定に基づいて著名商標保護（「著名商標認定」）を申請することができる。</u></p> <p>同一または類似の商品について出願した商標は、中国で登録されていない他人の著名商標を複製、模倣または翻訳したものであって、かつ同著名商標と容易に混同を生じさせる場合には、その出願を拒絶し、かつその使用を禁止する。</p> <p>同一または類似でない商品について出願した商標は、中国で登録されている他人の著名商標を複製、模倣また</p>

		<p>的驰名商标，误导公众，致使该驰名商标注册人的利益可能受到损害的，不予注册并禁止使用。</p>	<p>は翻訳したものであって、かつ公衆に誤認を生じさせ、同著名商標権利者の利益に損害を与える恐れがある場合、その出願を拒絶し、かつその使用を禁止する。</p>
<p>第十四条 认定驰名商标应当考虑下列因素：</p> <p>（一）相关公众对该商标的知晓程度；</p> <p>（二）该商标使用的持续时间；</p> <p>（三）该商标的任何宣传工作的持续时间、程度和地理范围；</p> <p>（四）该商标作为驰名商标受保护的记录；</p> <p>（五）该商标驰名的其他因素。</p>	<p>第十四条 著名商標の認定には、以下の要素を備えなければならない。</p> <p>（一）関連公衆の当該商標に対する認知度</p> <p>（二）当該商標の持続的な使用期間</p> <p>（三）当該商標のあらゆる宣伝の持続期間、程度及び地理的範囲</p> <p>（四）当該商標の著名商標としての保護記録</p> <p>（五）当該商標の著名であることその他の要因</p>	<p>第十四条 驰名商标应当根据当事人的请求，作为处理涉及商标案件需要认定的事实进行认定。认定驰名商标应当考虑下列因素：</p> <p>（一）相关公众对该商标的知晓程度；</p> <p>（二）该商标使用的持续时间；</p> <p>（三）该商标的任何宣传工作的持续时间、程度和地理范围；</p> <p>（四）该商标作为驰名商标受保护的记录；</p> <p>（五）该商标驰名的其他因素。</p> <p>在商标注册审查、工商行政</p>	<p>第十四条 当事者の申請に基づき、関連商標案件を処理するに際し認定の事実を必要とする場合には、<u>著名商標の認定を行わなければならない</u>。著名商標の認定は以下の要素を考慮して行わなければならない。</p> <p>（一）関連公衆の同商標に対する認知度</p> <p>（二）同商標の継続的な使用期間</p> <p>（三）同商標のあらゆる宣伝の継続期間、程度及び地理的範囲</p> <p>（四）同商標の著名商標としての保護記録</p> <p>（五）同商標の著名であることその他の要因</p> <p><u>商標出願審査、工商行政管理部門による商標違法案件の調査、処理の過程において、当事者が本法第十三条の規定に基づき権利を主張する場合、商標局は案件審査、処理の必要に応じて、</u></p>

		<p>管理部门查处<u>商标违法案件过程中</u>,当事人依照本法第十三条规定主张权利的,商标局根据审查、处理案件的需要,可以对商标驰名情况作出认定。</p> <p>在商标争议处理过程中,当事人依照本法第十三条规定主张权利的,商标评审委员会根据处理案件的需要,可以对商标驰名情况作出认定。</p> <p>在商标民事、行政案件审理过程中,当事人依照本法第十三条规定主张权利的,最高人民法院指定的人民法院根据<u>审理案件的需要</u>,可以对商标驰名情况作出认定。</p> <p>生产、经营者不得将‘驰名商标’字样用于商品、商品包装或者容器上,或者用于广告宣</p>	<p><u>商標の著名状況について認定を行うことができる。</u></p> <p><u>商標争議案件処理の過程において、当事者が本法第十三条の規定に基づき権利を主張する場合、商標評審委員会は案件処理の必要に応じて、商標の著名状況について認定を行うことができる。</u></p> <p><u>商標の民事、行政案件審理の過程において、当事者が本法第十三条の規定に基づき権利を主張する場合、最高人民法院の指定を受けた人民法院は案件審理の必要に応じて、商標の著名状況について認定を行うことができる。</u></p> <p><u>生産者、経営者は、「著名商標」という文字を商品、商品の包装又は容器に、或いは、広告宣伝、展示及びその他の商業活動に使用してはならない。</u></p>
--	--	--	---

<p>第十五条 未经授权，代理人或者代表人以自己的名义将被代理人或者被代表人的商标进行注册，被代理人或者被代表人提出异议的，不予注册并禁止使用。</p>	<p>第十五条 授權されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標について登録出願を行い、また被代理人又は被代表者が異議を申し立てた場合には、その出願を拒絶しかつその使用を禁止する。</p>	<p>第十五条 未经授权，代理人或者代表人以自己的名义将被代理人或者被代表人的商标进行注册，被代理人或者被代表人提出异议的，不予注册并禁止使用。</p> <p>就同一种商品或者类似商品申请注册的商标与他人在先使用的未注册商标相同或者近似，申请人与该他人具有前款规定以外的合同、业务往来关系或者其他关系而明知该他人商标存在，该他人提出异议的，不予注册。</p>	<p>第十五条 授權されていない代理人または代表者が自らの名義で被代理人または被代表人の商標について登録出願を行った場合、被代理人または被代表人が異議を申し立てた場合には、その出願を拒絶し、かつその使用を禁止する。</p> <p><u>同一または類似の商品において登録出願を行った商標が他人により先に使用された未登録商標と同一または類似であり、かつ、出願人が当該他人と前項規定以外の契約、業務取引関係またはその他の関係を有することで当該他人の商標の存在を知っている場合、当該他人が異議を申し立てた場合には、その出願を拒絶し、かつその使用を禁止する。</u></p>
<p>第十六条 商标中有商品的地理标志，而该商品并非来源于该标志所标示的地区，误导公众的，不予注册并禁止使用；但是，已经善意取得注册的继续有效。</p>	<p>第十六条 地理的表示を含めた商標は、その商品が同表示に示された地域によるものではなく公衆を誤認させる場合、その登録とその使用を禁止する。但し、既に善意によって登録したものは存続する。</p> <p>前項にいう地理的表示とは、商品が</p>	<p>第十六条 商标中有商品的地理标志，而该商品并非来源于该标志所标示的地区，误导公众的，不予注册并禁止使用；但是，已经善意取得注册的继续有效。</p>	<p>第十六条 地理的表示を含む商標は、その商品が同表示に示された地域によるものではなく、公衆に誤認を生じさせる場合、その出願を拒絶しかつその使用を禁止する。但し、既に善意によって登録したものは引き続き有効である。</p>

<p>前款所称地理标志,是指标示某商品来源于某地区,该商品的特定质量、信誉或者其他特征,主要由该地区的自然因素或者人文因素所决定的标志。</p>	<p>その地域に由来することを示し、同商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に同地域の自然的要素及び人文的要素によって形成されたものの表示をいう。</p>	<p>前款所称地理标志,是指标示某商品来源于某地区,该商品的特定质量、信誉或者其他特征,主要由该地区的自然因素或者人文因素所决定的标志。</p>	<p>前項に言う地理的表示とは、商品がその地域に由来することを示し、同商品の特定の品質、信用またはその他の特徴が主に同地域の自然的要素及び人文的要素によって形成されるものの表示をいう。</p>
<p>第十七条 外国人或者外国企业在中国申请商标注册的,应当按其所属国和中华人民共和国签订的协议或者共同参加的国际条约办理,或者按对等原则办理。</p>	<p>第十七条 外国人又は外国企業が中国に商標登録を出願する場合、その所属国が中華人民共和国と締結した取決め、又は相互に加盟する国際条約、或いは相互主義の原則によって手続きを行うものとする。</p>	<p>第十七条 外国人或者外国企业在中国申请商标注册的,应当按其所属国和中华人民共和国签订的协议或者共同参加的国际条约办理,或者按对等原则办理。</p>	<p>第十七条 外国人または外国企業が中国で商標登録出願を行う場合、その所属国が中華人民共和国と締結した協定、或いは、共同で加盟した国際条約、或いは、相互主義の原則に従って手続きを行うものとする。</p>
<p>第十八条 外国人或者外国企业在中国申请商标注册和办理其他商标事宜的,应当委托国家认可的具有商标代理资格的组织代理。</p>	<p>第十八条 外国人又は外国企業が中国で商標登録を出願し又はその他の商標関連事項を申請する場合、国が認可した商標代理資格を有する代理組織に委託しなければならない。</p>	<p>第十八条 申请商标注册或者办理其他商标事宜,可以自行办理,也可以委托依法设立的商标代理机构办理。</p> <p>外国人或者外国企业在中国申请商标注册和办理其他商标事宜的,应当委托依法设立的商标代理机构办理。</p>	<p>第十八条 <u>商標登録出願またはその他の商標業務は、自ら行うことができ、或いは、法に基づいて設立された商標代理機構に委託して行うことができる。</u></p> <p>外国人または外国企業が中国で商標登録出願及びその他の商標業務を行う場合、<u>法に基づいて設立された商標代理機構に委託して行わなければならない。</u></p>
		<p>第十九条 商标代理机构应当</p>	<p>第十九条 商標代理機構は、信義誠</p>

		<p>遵循诚实信用原则，遵守法律、行政法规，按照被代理人的委托办理商标注册申请或者其他商标事宜；对在代理过程中知悉的被代理人的商业秘密，负有保密义务。</p> <p>委托人申请注册的商标可能存在本法规定不得注册情形的，商标代理机构应当明确告知委托人。</p> <p>商标代理机构知道或者应当知道委托人申请注册的商标属于本法第十五条和第三十二条规定情形的，不得接受其委托。</p> <p>商标代理机构除对其代理服务申请商标注册外，不得申请注册其他商标。</p>	<p>実の原則に基づいて、法律、行政法规を遵守し、被代理人の委託に従って商標登録出願またはその他の商標業務を行わなければならない。代理の過程において入手した被代理人の商業秘密について、守秘義務を負う。</p> <p><u>委託人の登録出願商標について、本法の規定によりその登録を認めてはならない可能性がある場合、商標代理機構はその旨を明確に委託人に告知しなければならない。</u></p> <p><u>商標代理機構は、委託人の登録出願商標が本法第十五条及び第三十二条に定める状況に該当することを知り、或いは、知り得た場合、その委託を引き受けてはならない。</u></p> <p><u>商標代理機構は自らの代理業務について商標登録を出願する以外に、その他の商標を出願してはならない。</u></p>
--	--	---	--

		<p>第二十条 商标代理行业组织应当<u>按照章程规定</u>,严格执行吸纳会员的条件,对违反行业自律规范的会员实行惩戒。商标代理行业组织对其吸纳的会员和对会员的惩戒情况,应当及时向<u>社会公布</u>。</p>	<p>第二十条 <u>商標代理業界組織は規約に従い、会員加入の条件を厳格に執行し、業界自律規範に違反した会員に対し懲戒を行わなければならない。商標代理業界組織は、加入を認めた会員及び会員に対する懲戒状況について、適時に社会に公布しなければならない。</u></p>
		<p>第二十一条 商标国际注册<u>遵循中华人民共和国缔结或者参加的有关国际条约确立的制度</u>,具体办法由国务院规定。</p>	<p>第二十一条 <u>商標国際登録は、中華人民共和国が締結した、或いは、加盟した関連国際条約により確立された制度に従う。具体的方法は国務院により規定する。</u></p>
第二章 商标注册的申请	第二章 商標登録の出願	第二章 商标注册的申请	第二章 商標登録の出願
<p>第十九条 申请商标注册的,应当按规定的商品分类表填报使用商标的商品类别和商品名称。</p>	<p>第十九条 商標登録を出願するときは、定められた商品分類表に基づき商標を使用する商品類及び商品名を明記しなければならない。</p>	<p>第二十二条 商标注册申请人应当按规定的商品分类表填报使用商标的商品类别和商品名称,提出注册申请。</p> <p>商标注册申请人可以通过一份申请就多个类别的商品申请注册同一商标。</p> <p>商标注册申请等有关文件,</p>	<p>第二十二条 商標登録出願人は、定められた商品分類表に基づき商標を使用する商品の区分及び商品の名称を明記し、登録出願を提出しなければならない。</p> <p><u>商標登録出願人は、一つの出願で複数区分の商品について同一商標の登録出願をすることができる。</u></p> <p><u>商標登録出願等の関連書類は、書面方式または電子データ方式で提出す</u></p>

		可以以书面方式或者数据电文方式提出。 (将第十九条、第二十条合并, 作为第二十二條, 并修改)	<u>ることができる。</u>
第二十条 商标注册申请人在不同类别的商品上申请注册同一商标的, 应当按商品分类表提出注册申请。	第二十条 商標登録出願人は異なる区分の商品について同一の商標を出願する場合には、商品区分表に従い出願をしなければならない。	删除本条, 并入第二十一条(作为第二款)	
第二十一条 注册商标需要在同一类的其他商品上使用的, 应当另行提出注册申请。	第二十一条 登録商標を同一区分のその他の商品に使用する必要がある場合には、別に登録出願しなければならない。	第二十三条 注册商标需要在 <u>核定使用范围之外</u> 的商品上取得商标专用权的, 应当另行提出注册申请。	第二十三条 <u>登録された範囲以外</u> の商品について登録商標の商標専用権を取得する必要がある場合、別途登録出願を提出しなければならない。
第二十二条 注册商标需要改变其标志的, 应当重新提出注册申请。	第二十二条 登録商標がその標章を変更する必要がある場合には、新規に登録出願をしなければならない。	第二十四条 注册商标需要改变其标志的, 应当重新提出注册申请。	第二十四条 登録商標についてその態様を変更する必要がある場合、改めて登録出願を提出しなければならない。
第二十三条 注册商标需要变更注册人的名义、地址或者其他注册事项的, 应当提出变更申请。	第二十三条、登録商標が登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要がある場合には、変更出願をしなければならない。	(移至第四十一条)	
第二十四条 商标注册申	第二十四条、商標登録出願人は、その商標を外国で初めて登録出願をし	第二十五条 商标注册申	第二十五条 商標登録出願人はその商標を外国で初めて登録出願を提出

<p>请人自其商标在外国第一次提出商标注册申请之日起六个月内，又在中国就相同商品以同一商标提出商标注册申请的，依照该外国同中国签订的协议或者共同参加的国际条约，或者按照相互承认优先权的原则，可以享有优先权。</p> <p>依照前款要求优先权的，应当在提出商标注册申请的时候提出书面声明，并且在三个月内提交第一次提出的商标注册申请文件的副本；未提出书面声明或者逾期未提交商标注册申请文件副本的，视为未要求优先权。</p>	<p>た日から6ヶ月以内に中国で同一商品について同一の商標登録出願をする場合には、当該国と中国が締結した取決め又は共同で加盟している国際条約、若しくは相互に承認する優先権の原則に従って、優先権を享受することができる。</p> <p>前項の規定により優先権を主張する場合には、商標登録を出願するときに書面で主張し、かつ3ヶ月以内に最初の出願にかかる商標登録出願の願書の副本を提出しなければならない。書面による主張がなく又は期間内に商標登録出願の副本を提出しない場合には、その優先権を主張しないものとみなす。</p>	<p>请人自其商标在外国第一次提出商标注册申请之日起六个月内，又在中国就相同商品以同一商标提出商标注册申请的，依照该外国同中国签订的协议或者共同参加的国际条约，或者按照相互承认优先权的原则，可以享有优先权。</p> <p>依照前款要求优先权的，应当在提出商标注册申请的时候提出书面声明，并且在三个月内提交第一次提出的商标注册申请文件的副本；未提出书面声明或者逾期未提交商标注册申请文件副本的，视为未要求优先权。</p>	<p>した日から6ヶ月以内に中国で同一商品について同一商標の登録出願を提出する場合、当該外国と中国と締結した協定、或いは、共同で加盟している国際条約、或いは、優先権相互承認の原則に従い、優先権を享受することができる。</p> <p>前項の規定により優先権を主張する場合、商標登録出願を提出するときに書面声明を提出し、かつ、3ヶ月以内に最初の出願にかかる商標登録出願の願書の副本を提出しなければならない。書面声明を提出しなく、または期限内に最初の出願に係る商標登録出願の願書の副本を提出しない場合には、その優先権を主張されなかったものとみなす。</p>
<p>第二十五条 商标在中国政府主办的或者承认的国际展览会展出的商品上首次使用的，自该商品展出之日起六个月内，该商标的注册申请人可以享有</p>	<p>第二十五条、その商標が中国政府の主催又は承認した国際展示会に出展した商品に最初に使用された場合であって、かつ同商品が出展された日から6ヶ月以内である場合には、同商標出願人は優先権を享受することができる。</p>	<p>第二十六条 商标在中国政府主办的或者承认的国际展览会展出的商品上首次使用的，自该商品展出之日起六个月内，该商标的注册申请人可以享有</p>	<p>第二十六条 中国政府の主催または承認した国際展示会に出展した商品に最初に使用された商標であって、かつ、同商品の出展日から6ヶ月以内である場合、同商標の出願人は優先権を享受することができる。</p>

<p>優先権。</p> <p>依照前款要求优先权的,应当在提出商标注册申请的时候提出书面声明,并且在三个月内提交展出其商品的展览会名称、在展出商品上使用该商标的证据、展出日期等证明文件;未提出书面声明或者逾期未提交证明文件的,视为未要求优先权。</p>	<p>きる。</p> <p>前項規定により、優先権を主張して商標登録を出願するときは、商標登録の願書を提出するときに書面により主張し、かつ3ヶ月以内にその商品が出展された展示会の名称、出展された商品に同商標を使用した証拠、出展期日などの証明書類を提出しなければならない。書面による主張を提出しないか又は期間を満了しても証明書類を提出しない場合には、優先権を主張しないものとみなす。</p>	<p>優先権。</p> <p>依照前款要求优先权的,应当在提出商标注册申请的时候提出书面声明,并且在三个月内提交展出其商品的展览会名称、在展出商品上使用该商标的证据、展出日期等证明文件;未提出书面声明或者逾期未提交证明文件的,视为未要求优先权。</p>	<p>前項規定により優先権を主張する場合、商標登録出願を提出するときは、書面声明を提出し、かつ3ヶ月以内にその商品が出展された展示会の名称、出展商品に同商標を使用した証拠、出展期日等の証明書類を提出しなければならない。書面声明を提出しない、または期限内に証明書類を提出しない場合、その優先権を主張されなかったものとみなす。</p>
<p>第二十六条 为申请商标注册所申报的事项和所提供的材料应当真实、准确、完整。</p>	<p>第二十六条、商標登録出願のために申請する事項と提出した資料は、真実、正確、完全でなければならない。</p>	<p>第二十七条 为申请商标注册所申报的事项和所提供的材料应当真实、准确、完整。</p>	<p>第二十七条 商標登録出願のために申請した事項と提出した資料は、真実、正確、完全なものでなければならない。</p>
<p>第三章 商标注册的审查和核准</p>	<p>第三章 商標登録の審査及び許可</p>	<p>第三章 商标注册的审查和核准</p>	<p>第三章 商標登録の審査及び許可</p>
<p>第二十七条 申请注册的商标,凡符合本法有关规定的,由商标局初步审定,予以公告。</p>	<p>第二十七条 登録出願にかかる商標が、この法律の関係規定を満たすときは、商标局は初歩審定の決定を行い公告する。</p>	<p>第二十八条 对申请注册的商标,商标局应当自收到商标注册申请文件之日起九个月内审查完毕,符合本法有关规定的,予以初步审定公告。</p>	<p>第二十八条 登録出願にかかる商標について、商标局は商標登録出願書類を受領した日から9ヶ月以内に審査を完了させなければならない。本法の関係規定を満たすとき、初歩査定の決定を行い、公告する。</p>
		<p>第二十九条 在审查过程中,商标局认为商标注册申请内容需</p>	<p>第二十九条 審査の過程において、<u>商标局は商標登録出願の内容につい</u></p>

		要说明或者修正的,可以要求申请人做出说明或者修正。申请人未做出说明或者修正的,不影响商标局做出审查决定。	<u>て説明または修正を行う必要があると認定する場合、出願人に説明または修正を求めることができる。出願人が説明または修正を行わなかったとしても、当該事実は商标局が下す審査決定に影響を与えない。</u>
第二十八条 申请注册的商标,凡不符合本法有关规定或者同他人在同一种商品或者类似商品上已经注册的或者初步审定的商标相同或者近似的,由商标局驳回申请,不予公告。	第二十八条 登録出願にかかる商標が、この法律の関係規定を満たさない、又は他人の同一の商品又は類似の商品について既に登録され又は初步審定を受けた商標と同一又は類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない。	第三十条 申请注册的商标,凡不符合本法有关规定或者同他人在同一种商品或者类似商品上已经注册的或者初步审定的商标相同或者近似的,由商标局驳回申请,不予公告。	第三十条 登録出願にかかる商標が、本法の関係規定を満たさなく、または同一の商品または類似の商品において既に登録され或いは初步査定を受けた他人の商標と同一または類似する場合、商標局はその出願を拒絶し、公告しない。
第二十九条 两个或者两个以上的商标注册申请人,在同一种商品或者类似商品上,以相同或者近似的商标申请注册的,初步审定并公告申请在先的商标;同一天申请的,初步审定并公告使用在先的商标,驳回其他人的申请,不予公告。	第二十九条 2人又は2人以上の商標登録出願人が、同一の商品又は類似の商品について、同一又は類似の商標登録出願をしたときは、先に出願された商標について初步審定をし公告する。同日の出願については、先に使用された商標について初步審定し公告し、他方の出願は拒絶する。	第三十一条 两个或者两个以上的商标注册申请人,在同一种商品或者类似商品上,以相同或者近似的商标申请注册的,初步审定并公告申请在先的商标;同一天申请的,初步审定并公告使用在先的商标,驳回其他人的申请,不予公告。	第三十一条 二人または二人以上の商標登録出願人が、同一の商品または類似の商品について、同一または類似の商標登録出願をした場合、先に出願された商標について初步査定をし、公告する。同日の出願については、先に使用された商標について初步査定をし、公告し、他方の出願を拒絶し、公告しない。
第三十条 对初步审定的商标,自公告之日起三个月内,	第三十条 初步審定された商標について、その公告の日から3ヵ月以内に、	(移至第三十三条修改)	

<p>任何人均可提出异议。公告期满无异议的，予以核准注册，发给商标注册证，并予公告。</p>	<p>何人も異議を申し立てることができる。期間を満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し商標登録証を交付し公告する。</p>		
<p>第三十一条 申请商标注册不得损害他人现有的在先权利，也不得以不正当手段抢先注册他人已经使用并有一定影响的商标。</p>	<p>第三十一条 商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で登録してはならない。</p>	<p>第三十二条 申请商标注册不得损害他人现有的在先权利，也不得以不正当手段抢先注册他人已经使用并有一定影响的商标。</p>	<p>第三十二条 商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響を有する商標を不正な手段で駆抜登録してはならない。</p>
<p>(第三十条 对初步审定的商标，自公告之日起三个月内，任何人均可提出异议。公告期满无异议的，予以核准注册，发给商标注册证，并予公告。)</p>	<p>(第三十条 初步審定された商標について、その公告の日から3ヵ月以内に、何人も異議を申し立てることができる。期間を満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し商標登録証を交付し公告する。)</p>	<p>第三十三条 对初步审定的商标，自公告之日起三个月内，在先权利人、利害关系人认为违反本法第十三条第二款和第三款、第十五条、第十六条第一款、第三十条、第三十一条、第三十二条规定的，或者任何人认为违反本法第十条、第十一条、第十二条规定的，可以向商标局提出异议。公告期满无异议的，予以核准注册，发给商标注册证，并予公告。</p>	<p>第三十三条 初步査定を受け、公告された商標について、その公告日より3ヵ月以内に、<u>先行権利の権利者、利害関係者</u>が本法第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反したと理解する場合、または<u>何人も</u>本法第十条、第十一条、第十二条の規定に違反したと理解する場合、商標局に異議を申し立てることができる。公告期間が満了しても異議がなかった場合、登録を許可し、商標登録証を交付し、公告する。</p>

<p>第三十二条 对驳回申请、不予公告的商标，商标局应当书面通知商标注册申请人。商标注册申请人不服的，可以自收到通知之日起十五日内向商标评审委员会申请复审，由商标评审委员会做出决定，并书面通知申请人。当事人对商标评审委员会的决定不服的，可以自收到通知之日起三十日内向人民法院起诉。</p>	<p>第三十二条 出願を拒絶し公告しない商標については、商標局は商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人はこの決定に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標審査委員会に再審を請求することができる。商標審査委員会は決定を下し、出願人に書面で通知する。</p> <p>当事者は商標審査委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に人民法院に訴えを提起することができる。</p>	<p>第三十四条 对驳回申请、不予公告的商标，商标局应当书面通知商标注册申请人。商标注册申请人不服的，可以自收到通知之日起十五日内向商标评审委员会申请复审。<u>商标评审委员会应当自收到申请之日起九个月内做出决定</u>，并书面通知申请人。<u>有特殊情况需要延长的，经国务院工商行政管理部门批准，可以延长三个月</u>。当事人对商标评审委员会的决定不服的，可以自收到通知之日起<u>三十日</u>内向人民法院起诉。</p>	<p>第三十四条 出願が拒絶され、公告されない商標について、商標局は商標登録出願人に書面により通知しなければならない。商標登録出願人がこの決定に不服があるとき、通知を受領した日から15日以内に、商標審査委員会に再審を申請することができる。商標審査委員会は再審申請の受領日から9ヶ月以内に決定を下し、かつ申請人に書面により通知しなければならない。特殊な状況があつて延長が必要な場合、國務院工商行政管理部门の許可を得て3ヶ月延長することができる。当事者が商標審査委員会の決定に不服があるとき、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。</p>
<p>第三十三条 对初步审定、予以公告的商标提出异议的，商标局应当听取异议人和被异议人陈述事实和理由，经调查核实后，做出裁定。当事人不服的，可以自收到通知之日起十五日内向商标评审委员会申请复审，</p>	<p>第三十三条 初步審査され公告された商標に対して異議申立があるときは、商標局は異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、決定を下さなければならない。当事者は不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標審査委員</p>	<p>第三十五条 对初步<u>审定公告</u>的商标提出异议的，商标局应当听取异议人和被异议人陈述事实和理由，经调查核实后，<u>自公告期满之日起十二个月内做出是否准予注册的决定</u>，并书面通知异议人和被异议人。有特</p>	<p>第三十五条 初步査定を受け、公告された商標に対し異議が申し立てられた場合、商標局は異議申立人及び被異議申立人が陳述した事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、<u>公告期間満了日から12ヶ月以内に登録を許可するか否かについて決定を下し</u>、書面により異議申立人と</p>

<p>由商标评审委员会做出裁定，并书面通知异议人和被异议人。</p> <p>当事人对商标评审委员会的裁定不服的，可以自收到通知之日起三十日内向人民法院起诉。人民法院应当通知商标复审程序的对方当事人作为第三人参加诉讼。</p>	<p>会に再審を請求することができる。商標評審委員会は裁定を下し、異議申立人及び被異議申立人に書面で通知する。</p> <p>当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は、商標再審段階での相手方当事者に対し第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。</p>	<p><u>殊情况需要延长的，经国务院工商行政管理部门批准，可以延长六个月。</u></p> <p>商标局做出准予注册决定的，发给商标注册证，并予公告。异议人不服的，可以依照本法第四十四条、第四十五条的规定向商标评审委员会请求宣告该注册商标无效。</p> <p>商标局做出不予注册决定，被异议人不服的，可以自收到通知之日起十五日内向商标评审委员会申请复审。商标评审委员会应当自收到申请之日起十二个月内做出复审决定，并书面通知异议人和被异议人。有特殊情况需要延长的，经国务院工商行政管理部门批准，可以延长六个月。被异议人对商标评审委员会</p>	<p>被異議申立人に通知しなければならない。特殊な状況があつて延長が必要な場合、<u>國務院工商行政管理部门の許可を得て6ヶ月延長することができる。</u></p> <p>商標局が登録査定の決定を下した場合、<u>商標登録証を交付し、かつ公告する。異議申立人が不服のある場合、本法第四十四条、第四十五条の規定に基づき、商標評審委員会に対し、当該登録商標の無効宣告を請求することができる。</u></p> <p>商標局が拒絶査定の決定を下し、被異議申立人が不服のある場合、<u>通知を受領した日から15日以内に商標評審委員会に再審を申請することができる。商標評審委員会は申請を受領した日より12ヶ月以内に再審決定を下し、書面により異議申立人及び被異議申立人に通知しなければならない。特殊な状況があつて延長が必要な場合、國務院工商行政管理部门の許可を得て6ヶ月延長することができる。被異議申立人は商標評審委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から30</u></p>
--	--	---	---

		<p>的决定不服的,可以自收到通知之日起三十日内向人民法院起诉。人民法院应当通知异议人作为第三人参加诉讼。</p> <p><u>商标评审委员会在依照前款规定进行复审的过程中,所涉及的在先权利的确定必须以人民法院正在审理或者行政机关正在处理的另一案件的结果为依据的,可以中止审查。中止原因消除后,应当恢复审查程序。</u></p>	<p><u>日以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は第三者として訴訟に参加する旨を異議申立人に通知しなければならない。</u></p> <p><u>商標評審委員会が前項の規定に従って再審を行う過程において、関連する先行権利の確定が人民法院による審理中の、あるいは、行政機関による処理中のほかの案件の結果を根拠としなければならない場合に、審査を中止することができる。中止の原因が解消された後に、審査手続を再開しなければならない。</u></p>
<p>第三十四条 当事人在法定期限内对商标局做出的裁定不申请复审或者对商标评审委员会做出的裁定不向人民法院起诉的,裁定生效。</p> <p>经裁定异议不能成立的,予以核准注册,发给商标注册证,并予公告;经裁定异议成立的,不予核准注册。</p>	<p>第三十四条 当事者が法律で定める期限内に商標局の裁定に対して再審を請求しないか、又は商標評審委員会の裁定に対して人民法院に訴えを提起しない場合、裁定は効力を発生する。</p> <p>裁定により異議が成立しないと決定された場合は、登録を認め商標登録証を発行し公告する。異議が成立すると決定されたときは、登録を認めない。</p>	<p>第三十六条 法定期限届满,当事人对商标局做出的驳回申请决定、不予注册决定不申请复审或者对商标评审委员会做出的复审决定不向人民法院起诉的,驳回申请决定、不予注册决定或者复审决定生效。</p> <p>经审查异议不成立而准予</p>	<p>第三十六条 <u>法定期限満了前に、当事者は商標局による出願拒絶査定、登録拒絶決定(異議拒絶決定)に対して再審を請求しなく、或いは、商標評審委員会による再審決定に対して人民法院に提訴しない場合、出願拒絶決定、登録拒絶決定または再審決定は発効する。</u></p> <p>審査を経て異議が成立せず、登録が認められた商標は、商標登録出願人が得る商標専用権の期間は初歩査定公</p>

<p>经裁定异议不能成立而核准注册的，商标注册申请人取得商标专用权的时间自初审公告三个月期满之日起计算。</p>	<p>裁定により異議が成立しないと決定され登録を許可した場合、商標登録出願人が取得する商標専用権の期間は、初歩審定の公告後3ヶ月が満了した日より起算する。</p>	<p>注册的商标，商标注册申请人取得商标专用权的时间自初步审定公告三个月期满之日起计算。自该商标公告期满之日起至准予注册决定做出前，对他人在同一种或者类似商品上使用与该商标相同或者近似的标志的行为不具有追溯力；但是，因该使用人的恶意给商标注册人造成的损失，应当给予赔偿。</p>	<p>告3ヶ月満了日から起算する。<u>同商標の公告期間満了日から登録査定までに、他人が同一または類似の商品について同商標と同一または類似の標章を使用する行為に対して、遡及力を有しない。但し、この使用者が悪意により商標登録者に損失を与える場合には、賠償しなければならない。</u></p>
<p>第三十五条 对商标注册申请和商标复审申请应当及时进行审查。</p>	<p>第三十五条 商標登録出願と商標再審請求は、直ちに審査しなければならない。</p>	<p>第三十七条 对商标注册申请和商标复审申请应当及时进行审查。</p>	<p>第三十七条 商標登録出願及び商標再審申請に対し、直ちに審査しなければならない。</p>
<p>第三十六条 商标注册申请人或者注册人发现商标申请文件或者注册文件有明显错误的，可以申请更正。商标局依法在其职权范围内作出更正，并通知当事人。 前款所称更正错误不涉及</p>	<p>第三十六条 商標登録出願人又は登録人は、商標の出願書類又は登録書類に明らかな誤りを発見した場合、訂正を請求することができる。商標局は法律に基づき、職権の範囲内でそれを訂正し、あわせて当事者に通知する。 前項でいう誤りの訂正は、商標の出願書類又は登録書類の実質的な内容含まない。</p>	<p>第三十八条 商标注册申请人或者注册人发现商标申请文件或者注册文件有明显错误的，可以申请更正。商标局依法在其职权范围内作出更正，并通知当事人。 前款所称更正错误不涉及</p>	<p>第三十八条 商標登録出願人または登録者は、商標の出願書類または登録書類に明らかな誤りを発見した場合、訂正を請求することができる。商標局は法律に基づき、職権の範囲内でそれを訂正し、当事者に通知する。 前項でいう誤りの訂正は、商標の出願書類または登録書類の実質的な内容含まない。</p>

<p>商标申请文件或者注册文件的实质性内容。</p>		<p>商标申请文件或者注册文件的实质性内容。</p>	
<p>第四章 注册商标的续展、转让和使用许可</p>	<p>第四章 登録商標の更新、変更、譲渡及び使用許諾</p>	<p>第四章 注册商标的续展、变更、转让和使用许可</p>	<p>第四章 登録商標の更新、変更、譲渡及び使用許諾</p>
<p>第三十七条 注册商标的有效期为十年，自核准注册之日起计算。</p>	<p>第三十七条 登録商標の有効期間は10年とし、当該商標の登録日から起算する。</p>	<p>第三十九条 注册商标的有效期为十年，自核准注册之日起计算。</p>	<p>第三十九条 登録商標の有効期間は10年とし、同商標の登録日から起算する。</p>
<p>第三十八条 注册商标有效期满，需要继续使用的，应当在期满前六个月内申请续展注册；在此期间未能提出申请的，可以给予六个月的宽展期。宽展期满仍未提出申请的，注销其注册商标。</p> <p>每次续展注册的有效期为十年。</p> <p>续展注册经核准后，予以公告</p>	<p>第三十八条 登録商標の存続期間が満了し、継続して使用する必要があるときは、期間満了前6ヵ月以内に更新登録の出願をしなければならない。この期間に出願できないときは、6ヵ月の延長期間を与えることができる。延長期間を満了して出願しないときは、その登録商標を取消す。</p> <p>毎回の更新登録の有効期間は10年とする。</p> <p>更新登録は審査により許可された後、公告される。</p>	<p>第四十条 注册商标有效期满，需要继续使用的，应当在期满前十二个月内按照规定办理续展手续；在此期间未能办理的，可以给予六个月的宽展期。</p> <p>每次续展注册的有效期为十年，自该商标上一届有效期满次日起计算。期满未办理续展手续的，注销其注册商标。</p> <p>商标局应当对续展注册的商标予以公告。</p>	<p>第四十条 登録商標の有効期間が満了した後も、継続して使用する必要がある場合、商標登録者は<u>期間満了前12ヵ月以内に規定に従って更新手続を行わなければならない</u>。この期間内に手続が行われない場合、6ヵ月の猶予期間を与える。毎回の登録更新の有効期間は10年とし、<u>同商標の前回の有効期間満了日の翌日から起算する。猶予期間の満了までに更新手続が行われない場合、同商標の登録は取消される。</u></p> <p><u>商标局は、登録商標の更新を公告しなければならない。</u></p>
<p>(第二十三条) 注册商标需要变更注册人的名义、地址或者</p>	<p>(第二十三条、登録商標が登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要がある場合には、変更出願</p>	<p>第四十一条 注册商标需要变更注册人的名义、地址或者</p>	<p>第四十一条 登録商標について、登録者の名義、住所またはその他の登録事項を変更する必要がある場合、変更</p>

<p>其他注册事项的,应当提出变更申请。)</p>	<p>をしなければならない。)</p>	<p>其他注册事项的,应当提出变更申请。</p>	<p>申請を提出しなければならない。</p>
<p>第三十九条 转让注册商标的,转让人和受让人应当签订转让协议,并共同向商标局提出申请。受让人应当保证使用该注册商标的商品质量。</p> <p>转让注册商标经核准后,予以公告。受让人自公告之日起享有商标专用权。</p>	<p>第三十九条 登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同して商標局に申請しなければならない。譲受人は使用するその登録商標の商品の品質を保証しなければならない。</p> <p>登録商標の譲渡は、許可された後公告される。譲受人はその公告日より商標専用権を享有する。</p>	<p>第四十二条 转让注册商标的,转让人和受让人应当签订转让协议,并共同向商标局提出申请。受让人应当保证使用该注册商标的商品质量。</p> <p>转让注册商标的,商标注册人对其在同一种商品上注册的近似的商标,或者在类似商品上注册的相同或者近似的商标,应当一并转让。</p> <p>对容易导致混淆或者有其他不良影响的转让,商标局不予核准,书面通知申请人并说明理由。</p> <p>转让注册商标经核准后,予以公告。受让人自公告之日起享有商标专用权。</p>	<p>第四十二条 登録商標を譲渡する場合、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同で商標局に申請を提出しなければならない。譲受人は同登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。</p> <p><u>登録商標を譲渡する場合、商標登録者は同一商品において登録を受けた類似商標、或いは、類似商品において登録を受けた同一または類似の商標を一括で譲渡しなければならない。</u></p> <p><u>混同を引き起こしやすく、或いは、その他の不良な影響を与える譲渡については、商標局は許可せず、書面により申請人に通知し、かつその理由を説明する。</u></p> <p>登録商標の譲渡は、許可された後に公告される。譲受人は公告日から商標専用権を有する。</p>
<p>第四十条 商标注册人可以通过签订商标使用许可合同,许可他人使用其注册商标。许可</p>	<p>第四十条 商標登録人は商標使用許諾契約を締結することで他人にその登録商標を使用することを許諾することができる。許諾者は被許諾者がそ</p>	<p>第四十三条 商标注册人可以通过签订商标使用许可合同,许可他人使用其注册商标。</p>	<p>第四十三条 商標登録者は商標使用許諾契約を締結することにより他人に同登録商標の使用を許諾することができる。許諾者は被許諾者が同登録</p>

<p>人应当监督被许可人使用其注册商标的商品质量。被许可人应当保证使用该注册商标的商品质量。</p> <p>经许可使用他人注册商标的，必须在使用该注册商标的商品上标明被许可人的名称和商品产地。</p> <p>商标使用许可合同应当报商标局备案。</p>	<p>の登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者はその登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。</p> <p>他人の登録商標を使用することを許諾されているときは、その登録商標の商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。</p> <p>商標使用許諾の契約は商標局に届出なければならない。</p>	<p>许可人应当监督被许可人使用其注册商标的商品质量。被许可人应当保证使用该注册商标的商品质量。</p> <p>经许可使用他人注册商标的，必须在使用该注册商标的商品上标明被许可人的名称和商品产地。</p> <p>许可他人使用其注册商标的，许可人应当将其商标使用许可报商标局备案，由商标局公告。商标使用许可未经备案不得对抗善意第三人。</p>	<p>商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は同登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。</p> <p>許諾により他人の登録商標を使用する場合、同登録商標を使用する商品において被許諾者の名称及び商品の産地を明記しなければならない。</p> <p><u>他人に登録商標の使用を許諾する場合、許諾者はその商標使用許諾を商標局に届出なければならない、商標局により公告される。届出の手続きが行われていない商標使用許諾は善意の第三者に対抗することができない。</u></p>
<p>第五章 注册商标争议的裁定</p>	<p>第五章 登録商標争議の裁定</p>	<p>第五章 注册商标的无效宣告</p>	<p>第五章 登録商標の無効宣告</p>
<p>第四十一条 已经注册的商标，违反本法第十条、第十一条、第十二条规定的，或者是以欺骗手段或者其他不正当手段取得注册的，由商标局撤销该注册商标；其他单位或者个人可以</p>	<p>第四十一条 登録された商標がこの法律第十条、第十一条、第十二条の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段又はその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局はその登録商標を取消す。その他の事業単位又は個人は、商標評審委員会にその登録商標の取消についての裁定を請求すること</p>	<p>第四十四条 已经注册的商标，违反本法第十条、第十一条、第十二条规定的，或者是以欺骗手段或者其他不正当手段取得注册的，由商标局宣告该注册商标无效；其他单位或者个人</p>	<p>第四十四条 登録済の商標について、本法第十条、第十一条、第十二条の規定に違反し、或いは、欺瞞的手段若しくはその他の不正な手段で登録を取得した場合、商標局は同登録商標の無効を宣告する。その他の単位または個人は、商標評審委員会に対して同登録商標の無効宣告を請求すること</p>

<p>请求商标评审委员会裁定撤销该注册商标。</p> <p>已经注册的商标，违反本法第十三条、第十五条、第十六条、第三十一条规定的，自商标注册之日起五年内，商标所有人或者利害关系人可以请求商标评审委员会裁定撤销该注册商标。对恶意注册的，驰名商标所有人不受五年的时间限制。</p> <p>除前两款规定的情形外，对已经注册的商标有争议的，可以自该商标经核准注册之日起五年内，向商标评审委员会申请裁定。</p> <p>商标评审委员会收到裁定申请后，应当通知有关当事人，并限期提出答辩。</p>	<p>ができる。</p> <p>登録された商標がこの法律第十三条、第十五条、第十六条、第三十一条の規定に違反している場合、商標の登録日から5年以内に、商標所有人又は利害関係者は商標評審委員会にその登録商標の取消について裁定を請求することができる。ただし、悪意による登録、著名商標の所有者に対しては5年の期間制限を受けない。</p> <p>前二項に規定された状況以外を除き、登録商標に異議がある場合は、その商標の登録日から5年以内に、商標評審委員会に裁定を請求することができる。</p> <p>商標評審委員会は裁定請求を受けた後、関係する当事者に通知し、かつ期間を限り答弁書を求めなければならない。</p>	<p>可以请求商标评审委员会宣告该注册商标无效。</p> <p>(第二款移至第四十五条)</p> <p>商标局做出宣告注册商标无效的决定，应当书面通知当事人。当事人对商标局的决定不服的，可以自收到通知之日起十五日内向商标评审委员会申请复审，<u>商标评审委员会应当自收到申请之日起九个月内，并书面通知当事人。有特殊情况需要延长的，经国务院工商行政管理部门批准，可以延长三个月。当事人</u></p>	<p>ができる。</p> <p>商標局は登録商標の無効宣告決定を下す場合、当事者に書面により通知しなければならない。当事者は商標局の決定に不服がある場合、通知を受領した日から15日以内に商標評審委員会に再審を申請することができる。<u>商標評審委員会は申請を受領した日から9ヶ月以内に決定を下し、かつ当事者に書面により通知しなければならない。特殊な状況があつて延長が必要な場合、国务院工商行政管理部门の許可を得て3ヶ月延長することができる。</u>当事者は商標評審委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。</p> <p>その他の単位または個人が商標評審委員会に登録商標無効宣告を請求する場合、商標評審委員会は申請を受領した後に、関係当事者に書面により通知し、かつ期限を定めて答弁書の提出を求める。<u>商標評審委員会は申請を受領した日から9ヶ月以内に登録商標維持または登録商標無効宣告の決</u></p>
---	--	---	---

		<p>对商标评审委员会的决定不服的,可以自收到通知之日起<u>三十日</u>内向人民法院起诉。</p> <p>其他单位或者个人请求商标评审委员会宣告注册商标无效的,商标评审委员会收到申请后,应当书面通知有关当事人,并限期提出答辩。商标评审委员会应当在<u>九个月</u>内做出维持注册商标或者宣告注册商标无效的裁定,并书面通知当事人。有特殊情况需要延长的,经国务院工商行政管理部门批准,可以延长<u>三个月</u>。当事人对商标评审委员会的裁定不服的,可以自收到通知之日起<u>三十日</u>内向人民法院起诉。人民法院应当通知商标裁定程序的对方当事人作为第三人参加诉讼。</p>	<p>定を下し、当事者に書面により通知しなければならない。特殊な状況があつて延長が必要な場合、<u>国务院工商行政管理部门の許可を得て 3 ヶ月延長</u>することができる。当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は第三者として訴訟に参加する旨を相手方当事者に通知しなければならない。</p>
<p>第四十二条 对核准注册前已经提出异议并经裁定的商标,不</p>	<p>第四十二条 異議申立を経て登録許可された商標については、同一の事実</p>	<p>删除本条</p>	

<p>得再以相同的事实和理由申请裁定。</p>	<p>及び理由で再び裁定を請求することはできない。</p>		
<p>第四十三条</p> <p>商标评审委员会做出维持或者撤销注册商标的裁定后，应当书面通知有关当事人。</p> <p>当事人对商标评审委员会的裁定不服的，可以自收到通知之日起三十日内向人民法院起诉。人民法院应当通知商标裁定程序的对方当事人作为第三人参加诉讼。</p>	<p>第四十三条</p> <p>商標評審委員会は、争いがある登録商標の維持又は取消を裁定した後、関係する当事者に書面で通知しなければならない。</p> <p>当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に対して訴えを提起することができる。人民法院は商標裁定手続きの相手側の当事者に第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。</p>	<p>第四十五条 已经注册的商标，违反本法第十三条第二款和第三款、第十五条、第十六条第一款、第三十条、第三十一条、第三十二条规定的，自商标注册之日起五年内，在先权利人或者利害关系人可以请求商标评审委员会宣告该注册商标无效。对恶意注册的，驰名商标所有人不受五年的时间限制。</p> <p>商标评审委员会收到宣告注册商标无效的申請后，应当书面通知有关当事人，并限期提出答辩。商标评审委员会应当自收到申請之日起十二个月内做出维持注册商标或者宣告注册商标无效的裁定，并书面通知当事</p>	<p>第四十五条 <u>登録済の商標について、本法第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反する場合、商標登録日から5年以内に、先行権利者または利害関係者は商標評審委員会に同登録商標の無効宣告を請求することができる。悪意による登録の場合、著名商標の所有者は5年の期限制限を受けない。</u></p> <p>商標評審委員会は登録商標無効宣告の申請を受領した後に、関係当事者に書面により通知し、かつ期限を定めて答弁の提出を求める。<u>商標評審委員会は申請を受領した日から12ヶ月以内に登録商標維持または登録商標無効宣告の裁定を下し、かつ当事者に書面により通知しなければならない。特殊な状況があつて延長が必要な場合、国務院工商行政管理部門の許可を得て6ヶ月延長することができる。当事者は商標評審委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から30</u></p>

		<p>人。有特殊情况需要延长的，经国务院工商行政管理部门批准，可以延长<u>六个月</u>。当事人对商标评审委员会的裁定不服的，可以自收到通知之日起<u>三十日</u>内向人民法院起诉。人民法院应当通知商标裁定程序的对方当事人作为第三人参加诉讼。</p> <p><u>商标评审委员会在依照前款规定对无效宣告请求进行审查的过程中，所涉及的在先权利的确定必须以人民法院正在审理或者行政机关正在处理的另一案件的结果为依据的，可以中止审查。中止原因消除后，应当恢复审查程序。</u></p>	<p>日以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は第三者として訴訟に参加する旨を相手方当事者に通知しなければならない。</p> <p><u>商標審査委員会が前項の規定に従って無効宣告請求を審査する過程において、関連する先行権利の確定が人民法院による審理中の、あるいは、行政機関による処理中のほかの案件の結果を根拠としなければならない場合に、審査を中止することができる。中止の原因が解消された後に、審査手続を再開しなければならない。</u></p>
		<p>第四十六条 法定期限届满，当事人对商标局宣告注册商标无效的决定不申请复审或者对商标评审委员会的复审决定、维持</p>	<p>第四十六条 法定期限満了前に、当事者は商標局による登録商標無効宣告の決定に対して再審を申請しなく、或いは、商標審査委員会による再審決</p>

		<p>注册商标或者宣告注册商标无效的裁定不向人民法院起诉的，商标局的决定或者商标评审委员会的复审决定、裁定生效。</p>	<p>定、登録商標維持若しくは登録商標無効宣告の裁定に対して人民法院に対して提訴しない場合、商標局の決定または商標評審委員会の再審決定、裁定は発効する。</p>
		<p>第四十七条 依照本法第四十四条、第四十五条的规定宣告无效的注册商标，由商标局予以公告，该注册商标专用权视为自始即不存在。</p> <p>宣告注册商标无效的决定或者裁定，对宣告无效前人民法院做出并已执行的商标侵权案件的判决、裁定、调解书和工商行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的处理决定以及已经履行的商标转让或者使用许可合同不具有追溯力。但是，因商标注册人的恶意给他人造成的损失，应当给予赔偿。</p> <p>依照前款规定不返还商标侵权赔偿金、商标转让费、商标使用费，明显违反公平原则的，应当全部或者部分返还。</p>	<p>第四十七条 商標法第四十四条、第四十五の規定により無効が宣告された登録商標は、商標局により公告され、同登録商標の専用権は初めから存在しなかったものと見なす。</p> <p>登録商標無効宣告の決定又は裁定は、無効宣告前に人民法院により下され、かつ、既に執行された商標権侵害案件の判決または裁定、調停書、及び、工商行政管理部门により下され、かつ、既に執行された商標権侵害案件の処理決定、並びに、既に履行された商標譲渡または使用許諾契約に対して、遡及力を有しない。但し、商標登録者の悪意により他人に損失を与えた場合には、賠償しなければならない。</p> <p>前項規定により商標権侵害賠償金、商標譲渡費、商標使用料を返還しないことは、明らかに公平原則に反する場合、全部または一部を返還しなければ</p>

			ならない。
第六章 商标使用的管理	第六章 商標使用の管理	第六章 商标使用的管理	第六章 商標使用の管理
		第四十八条 本法所称商标的使用，是指将商标用于商品、商品包装或者容器以及商品交易文书上，或者将商标用于广告宣传、展览以及其他商业活动中，用于识别商品来源的行为。	第四十八条 本法にいう商標の使用とは、 <u>商標を商品、商品の包装若しくは容器、及び商品取引書類に付し、或いは、商標を広告宣伝、展示及びその他の商業活動に用い、商品の出所の識別に用いられる行為をいう。</u>
第四十四条 使用注册商标，有下列行为之一的，由商标局责令限期改正或者撤销其注册商标： （一）自行改变注册商标的； （二）自行改变注册商标的注册人名义的、地址或者其他注册事项的； （三）自行转让注册商标的； （四）连续三年停止使用的。	第四十四条 登録商標の使用において、次の各号行為の一があるときは、商標局は期間を定めて是正を命じ又はその登録商標を取消す。 （一）登録商標を許可なく変更したとき （二）登録商標登録人の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したとき （三）登録商標を許可なしに譲渡したとき （四）継続して3年間使用しなかったとき	第四十九条 商标注册人在使用注册商标的过程中，自行改变注册商标、注册人名义、地址或者其他注册事项的，由地方工商行政管理部门责令限期改正；期满不改正的，由商标局撤销其注册商标。 注册商标成为其核定使用的商品的通用名称或者没有正当理由连续三年不使用的，任何单位或者个人可以向商标局申请撤销该注册商标。商标局应当	第四十九条 商標登録者が登録商標を使用する過程において、自ら登録商標、登録者名義、住所またはその他の登録事項を変更した場合、地方工商行政管理部门は期間を定めて是正を命じる。期間以内で是正しない場合、商標局はその登録商標を取り消す。 <u>登録商標が許可された商品の普通名称になった場合、或いは、正当な理由なく継続して3年間使用されなかった場合、いかなる単位または個人は商標局に同登録商標の取消を申請することができる。商標局が申請を受領した日から9ヶ月以内に決定を下さなければならない。特殊な状況があつて延長が必要な場合、国务院工商行政管</u>

		自收到申请之日起九个月内做出决定。有特殊情况需要延长的,经国务院工商行政管理部门批准,可以延长三个月。	<u>理部門の許可を得て3ヶ月延長することができる。</u>
第四十五条 使用注册商标,其商品粗制滥造,以次充好,欺骗消费者的,由各级工商行政管理部门分别不同情况,责令限期改正,并可以予以通报或者处以罚款,或者由商标局撤销其注册商标。	第四十五条 登録商標を使用している商品が粗製濫造され、品質を偽り、消費者を欺瞞しているときは、各クラスの工商行政管理部门は、それぞれの状況に応じて、期間を定めて是正を命じ、警告又は罰金を科し、又は商標局を通じてその登録商標を取消することができる。	(删除)	
第四十六条 注册商标被撤销的或者期满不再续展的,自撤销或者注销之日起一年内,商标局对与该商标相同或者近似的商标注册申请,不予核准。	第四十六条 登録商標が取消され又は期間満了し更新されていないときは、取消又は消滅の日から1年以内は、商標局はその商標と同じか又は類似する商標の登録を認めない。	第五十条 注册商标被撤销、 <u>被宣告无效</u> 或者期满不再续展的,自撤销、 <u>宣告无效</u> 或者注销之日起一年内,商标局对与该商标相同或者近似的商标注册申请,不予核准。	第五十条 登録商標が取り消され、無効宣告され、或いは、有効期間が満了して更新されない場合、商標局は、取消、無効宣告または消滅の日から1年以内は同商標と同一または類似の商標の登録を許可しない。
第四十七条 违反本法第六条规定的,由地方工商行政管理部门责令限期申请注册,可以	第四十七条 この法律第六条の規定に違反しているときは、地方の工商行政管理部门は期間を定めて登録出願を命じ、かつ罰金を科すことができ	第五十一条 违反本法第六条规定的,由地方工商行政管理部门责令限期申请注册, <u>违法</u>	第五十一条 本法第六条の規定に違反する場合、地方工商行政管理部门は期間を定めて登録出願を命じる。 <u>違法</u> 経営額が5万元以上の場合、 <u>違法</u> 経営

<p>并处罚款。</p>	<p>る。</p>	<p>经营额五万元以上的,可以处违法经营额百分之二十以下的罚款,没有违法经营额或者违法经营额不足五万元的,可以处一万元以下的罚款。</p>	<p>額の20%以下の罰金を科すことができる。違法経営額がなく、または違法経営額が5万円未満の場合、1万円以下の罰金を科すことができる。</p>
<p>第四十八条 使用未注册商标,有下列行为之一的,由地方工商行政管理部门予以制止,限期改正,并可以予以通报或者处以罚款:</p> <p>(一)冒充注册商标的;</p> <p>(二)违反本法第十条规定的;</p> <p>(三)粗制滥造,以次充好,欺骗消费者的。</p>	<p>第四十八条 登録されていない商標を使用し、下記の各号の行為の一つがあるときは、地方の工商行政管理部門はこれを差止め、期間を定めて是正させ、かつ警告又は罰金を科すことができる。</p> <p>(一) 登録商標と偽っているとき</p> <p>(二) この法律第十条の規定に違反しているとき</p> <p>(三) 粗製濫造し、品質を偽り、消費者を欺いているとき</p>	<p>第五十二条 将未注册商标冒充注册商标使用的,或者使用未注册商标违反本法第十条规定的,由地方工商行政管理部门予以制止,限期改正,并可以予以通报,违法经营额五万元以上的,可以处违法经营额百分之二十以下的罚款,没有违法经营额或者违法经营额不足五万元的,可以处一万元以下的罚款。</p>	<p><u>第五十二条 未登録商標を登録商標と偽って使用し、または未登録商標の使用が本法第十条の規定に違反する場合、地方工商行政管理部門はこれを差止め、期間を定めて登録出願を命じ、かつ通報することができる。違法経営額が5万円以上の場合、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができる。違法経営額がなく、または違法経営額が5万円未満の場合、1万円以下の罰金を科すことができる。</u></p>
		<p>第五十三条 违反本法第十四条第五款规定的,由地方工商行政管理部门责令改正,处十万元罚款。</p>	<p><u>第五十三条 本法第十四条第五項の規定に違反する場合、地方工商行政管理部門は是正を命じ、10 万円の罰金を科す。</u></p>
<p>第四十九条 对商标局撤销注册商标的决定,当事人不服</p>	<p>第四十九条 商標局の登録商標取消の決定について、当事者に不服がある</p>	<p>第五十四条 对商标局撤销或者不予撤销注册商标的决</p>	<p><u>第五十四条 商標局による登録商標の取消または維持の決定に対して、当</u></p>

<p>的，可以自收到通知之日起十五日内向商标评审委员会申请复审，由商标评审委员会做出决定，并书面通知申请人。</p> <p>当事人对商标评审委员会的决定不服的，可以自收到通知之日起三十日内向人民法院起诉。</p>	<p>ときは、通知を受け取った日から15日以内に商標審査委員会に再審を請求することができる。商標審査委員会は決定を下し、請求人に書面で通知する。</p> <p>当事者は商標審査委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。</p>	<p>定，当事人不服的，可以自收到通知之日起十五日内向商标评审委员会申请复审。<u>商标评审委员会应当自收到申请之日起九个月内做出决定，并书面通知申请人。有特殊情况需要延长的，经国务院工商行政管理部门批准，可以延长三个月。</u></p> <p>当事人对商标评审委员会的决定不服的，可以自收到通知之日起三十日内向人民法院起诉。</p>	<p>事者は不服がある場合、通知を受領した日から15日以内に商標審査委員会に再審を申請することができる。商標審査委員会は申請を受領した日から9ヶ月以内に決定を下し、かつ当事者に書面により通知しなければならない。特殊な状況があつて延長が必要な場合、国务院工商行政管理部门の許可を得て3ヶ月延長することができる。</p> <p>当事者は商標審査委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。</p>
		<p><u>第五十五条 法定期限届满，当事人对商标局做出的撤销注册商标的决定不申请复审或者对商标评审委员会做出的复审决定不向人民法院起诉的，撤销注册商标的决定、复审决定生效。</u></p> <p>被撤销的注册商标，由商标局予以公告，该注册商标专用权</p>	<p><u>第五十五条 法定期限满了前に、当事者は商标局による登録商標取消の決定に対して再審を申請しなく、或いは、商標審査委員会による再審決定に対して人民法院に提訴しない場合、登録商標取消の決定、再審決定は発効する。</u></p> <p>取り消された登録商標は、商标局により公告され、同登録商標の専用権は公告日をもって終了する。</p>

		自公告之日起终止。 <u>(删除第五十条)</u>	
第五十条 对工商行政管理部门根据本法第四十五条、第四十七条、第四十八条的规定做出的罚款决定，当事人不服的，可以自收到通知之日起十五日内，向人民法院起诉；期满不起诉又不履行的，由有关工商行政管理部门申请人民法院强制执行	第五十条 工商行政管理部门がこの法律第四十五条、第四十七条、第四十八条の規定に基づき下した罰金の決定について、当事者に不服があるときは、通知を受け取った日から 15 日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。期間内に訴えが提起されないか又は決定を履行しないときは、関係する工商行政管理部门は人民法院に強制執行を請求する。		
第七章 注册商标专用权的保护	第七章 登録商標専用権の保護	第七章 注册商标专用权的保护	第七章 登録商標専用権の保護
第五十一条 注册商标的专用权，以核准注册的商标和核定使用的商品为限。	第五十一条 登録商標の専用権は、登録を許可された商標及び使用を定めた商品に限られる。	第五十六条 注册商标的专用权，以核准注册的商标和核定使用的商品为限。	第五十六条 登録商標の専用権は、登録が許可された商標と使用が許可された商品に限られる。
第五十二条 有下列行为之一的，均属侵犯注册商标专用权： (一) 未经商标注册人的许可，在同一种商品或者类似商品上使用与其注册商标相同或者	第五十二条 下記の各号行為の一つがあるときは、登録商標専用権の侵害とする。 (一) 商標登録権者の許諾なしに、同一の商品又は類似の商品にその登録商標と同様又は類似する商標を使用しているとき	第五十七条 有下列行为之一的，均属侵犯注册商标专用权： (一) 未经商标注册人的许可，在同一种商品上使用与其注册商标相同的商标的；	第五十七条 下記の各号行為のいずれかがある場合、登録商標専用権の侵害に該当する。 <u>(一) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と同一の商標を使用するもの。</u> <u>(二) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と類似の</u>

<p>近似的商标的；</p> <p>(二) 销售侵犯注册商标专用权的商品的；</p> <p>(三) 伪造、擅自制造他人注册商标标识或者销售伪造、擅自制造的注册商标标识的；</p> <p>(四) 未经商标注册人同意，更换其注册商标并将该更换商标的商品又投入市场的；</p> <p>(五) 给他人的注册商标专用权造成其他损害的。</p>	<p>(二) 登録商標専用権を侵害する商品を販売しているとき</p> <p>(三) 無断で他人の登録商標の標章を偽造、無断で製造された登録商標の標章を販売しているとき</p> <p>(四) 商標登録権者の許諾を得ずにその登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に流通させたとき</p> <p>(五) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えているとき</p>	<p>(二) 未经商标注册人的许可，在同一种商品上使用与其注册商标近似的商标，或者在类似商品上使用与其注册商标相同或者近似的商标，容易导致混淆的；</p> <p>(三) 销售侵犯注册商标专用权的商品的；</p> <p>(四) 伪造、擅自制造他人注册商标标识或者销售伪造、擅自制造的注册商标标识的；</p> <p>(五) 未经商标注册人同意，更换其注册商标并将该更换商标的商品又投入市场的；</p> <p>(六) 故意为侵犯他人商标专用权行为提供便利条件，帮助他人实施侵犯商标专用权行为的。</p> <p>(七) 给他人的注册商标专用权造成其他损害的。</p>	<p>商標を使用し、或いは、類似の商品にその登録商標と同一または類似の商標を使用し、かつ、混同を引き起こしやすいもの。</p> <p>(三) 登録商標専用権を侵害する商品を販売するもの。</p> <p>(四) 他人の登録商標の標識を偽造、無断で製造し、或いは、偽造、無断で製造された登録商標の標識を販売するもの</p> <p>(五) 商標登録者の同意を得ずに、その登録商標を取り外し、かつ新しい商標に取り替えた商品を市場に投入するもの</p> <p>(六) <u>他人の商標専用権を侵害する行為のために便宜を図り、他人による商標専用権侵害行為の実施に協力するもの</u></p> <p>(七) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えるもの</p>
--	--	---	--

		<p><u>第五十八条</u> 将他人注册商标、未注册的驰名商标作为企业名称中的字号使用，误导公众，构成不正当竞争行为的，依照《中华人民共和国反不正当竞争法》处理。</p>	<p><u>第五十八条</u> 他人の登録商標、未登録の著名商標を企業名称の一部として使用し、公衆に誤認させた場合、不正競争行為を構成し、「中華人民共和國反不正競争法」にしたがって処理する。</p>
		<p><u>第五十九条</u> 注册商标中含有的本商品的通用名称、图形、型号，或者直接表示商品的质量、主要原料、功能、用途、重量、数量及其他特点，或者含有的地名，注册商标专用权人无权禁止他人正当使用。</p> <p>三维标志注册商标中含有的商品自身的性质产生的形状、为获得技术效果而需有的商品形状或者使商品具有实质性价值的形状，注册商标专用权人无权禁止他人正当使用。</p> <p>商标注册人申请商标注册</p>	<p><u>第五十九条</u> 登録商標に含まれる本商品の普通名称、図形、品番、或いは、<u>直接に商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を表す言葉、或いは、地名について、商標登録者は他人の正当な使用を禁止することができない。</u></p> <p><u>立体形状の登録商標に含まれる商品自体の性質に基づく形状、技術的効果を得るために必須な商品形状、または商品に実質的価値を備えさせるための形状について、登録商標者は他人の正当な使用を禁止することができない。</u></p> <p><u>商標登録者が商標登録出願前に、他人が既に同一または類似の商品について商標登録者より先に同登録商標と同一または類似の商標を使用し、か</u></p>

		<p>前，他人已经在同一种商品或者类似商品上先于商标注册人使用与注册商标相同或者近似并有一定影响的商标的，注册商标专用权人无权禁止该使用人在原使用范围内继续使用该商标，但可以要求其附加适当区别标识。</p>	<p><u>つ、一定の影響を有するに至っている場合、商標登録者は当該使用者によるこの商標の元の使用範囲内での継続使用を禁止することができない。ただし、当該使用者に対して適切な区别標識の付加を求めることができる。</u></p>
<p>第五十三条 有本法第五十二条所列侵犯注册商标专用权行为之一，引起纠纷的。由当事人协商解决；不愿协商或者协商不成的，商标注册人或者利害关系人可以向人民法院起诉，也可以请求工商行政管理部门处理。</p> <p>工商行政管理部门处理时，认定侵权行为成立的，责令立即停止侵权行为，没收、销毁侵权商品和专门用于制造侵权商品、伪造注册商标标识的工</p>	<p>第五十三条 本法第五十二条に定める登録商標専用権を侵害する行為の一つがある場合、当事者の協議により解決する。協議しないか、又は協議が成立しない場合は、商標登録権者又は利害関係人は人民法院に訴えを提起でき、また工商行政管理部門に処理を請求することができる。工商行政管理部門が権利侵害行為と認めた場合、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造のために使用する器具を没収、廃棄処分し、かつ罰金を科すことができる。当事者は処理に不服があるときは、処理通知を受け取った日から15日以内に「中華</p>	<p>第六十条 有本法第五十七条所列侵犯注册商标专用权行为之一，引起纠纷的，由当事人协商解决；不愿协商或者协商不成的，商标注册人或者利害关系人可以向人民法院起诉，也可以请求工商行政管理部门处理。</p> <p>工商行政管理部门处理时，认定侵权行为成立的，责令立即停止侵权行为，没收、销毁侵权商品和<u>主要用于</u>制造侵权商品、伪造注册商标标识的工具，<u>违法</u></p>	<p>第六十条 本法第五十七条に定める登録商標専用権侵害行為のいずれか一つに該当し、紛争を引き起こした場合、当事者の協議により解決する。協議する意思がなく、或いは、協議が成立しない場合、商標登録者または利害関係者は人民法院に提訴することができる。或いは、工商行政管理部門に処理を請求することができる。</p> <p>工商行政管理部門は処理において、権利侵害行為成立と認定した場合、侵害行為を即時に停止することを命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造、登録商標標識の偽造に<u>主に</u>使用される器具を没収、廃棄処分し、<u>違法経</u></p>

<p>具，并可处以罚款。当事人对处理决定不服的，可以自收到处理通知之日起十五日内依照《中华人民共和国行政诉讼法》向人民法院起诉；侵权人期满不起诉又不履行的，工商行政管理部门可以申请人民法院强制执行。进行处理的工商行政管理部门根据当事人的请求，可以就侵犯商标专用权的赔偿数额进行调解；调解不成的，当事人可以依照《中华人民共和国民事诉讼法》向人民法院起诉。</p>	<p>「<u>中华人民共和国行政诉讼法</u>」により人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害人が期間内に訴訟を提起せず、かつ決定を履行しないときは、工商行政管理部门は人民法院に強制執行を請求することができる。処理を担当する工商行政管理部门は当事者の請求により、商標専用権侵害の賠償金額について調停することができる。調停が不調の場合、当事者は「<u>中華人民共和国行政诉讼法</u>」により人民法院に訴えを提起することができる。</p>	<p><u>经营额五万元以上的，可以处违法经营额五倍以下的罚款，没有违法经营额或者违法经营额不足五万元的，可以处二十五万元以下的罚款。对五年内实施两次以上商标侵权行为或者有其他严重情节的，应当从重处罚。销售不知道是侵犯注册商标专用权的商品，能证明该商品是自己合法取得并说明提供者的，由工商行政管理部门责令停止销售。</u></p> <p><u>对侵犯商标专用权的赔偿数额的争议，当事人可以请求进行处理的工商行政管理部门调解，也可以依照《中华人民共和国民事诉讼法》向人民法院起诉。经工商行政管理部门调解，当事人未达成协议或者调解书生效后不履行的，当事人可以依照《中华人民共和国民事诉讼法》向人民法院起诉。</u></p>	<p><u>営額が5万元以上の場合、違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができ、違法経営額がなく、または違法経営額が5万元未満の場合、25万元以下の罰金を科すことができる。5年以内に2回以上の商標権侵害行為を実施し、或いは、その他の重大な情状がある場合、より嚴重な処罰を科さなければならない。登録商標専用権を侵害した商品であることを知らずに販売し、自分が当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ、その提供者を説明できる場合、工商行政管理部门により販売停止を命じる。</u></p> <p><u>商標専用権侵害の賠償金額に対する争議について、当事者は行政処理を行った工商行政管理部门に対して調停を請求ことができ、或いは、「<u>中華人民共和国民事訴訟法</u>」に基づいて人民法院に提訴することができる。工商行政管理部门の調停を経て、当事者が合意に至らず、或いは、調停書発効後に履行しない場合、当事者は「<u>中華人民共和国民事訴訟法</u>」に基づいて人民法院に提訴することができる。</u></p>
--	---	---	---

<p>第五十四条 对侵犯注册商标专用权的行为，工商行政管理部门有权依法查处；涉嫌犯罪的，应当及时移送司法机关依法处理。</p>	<p>第五十四条 登録商標専用権を侵害する行為に対して、工商行政管理部門は法律より調査、処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがある場合、直ちに司法機關移送し法により処理する。</p>	<p>第六十一条 对侵犯注册商标专用权的行为，工商行政管理部门有权依法查处；涉嫌犯罪的，应当及时移送司法机关依法处理。</p>	<p>第六十一条 登録商標専用権を侵害する行為に対し、工商行政管理部門は法に基づき調査、処理する権限を有する。犯罪の疑いがある場合、直ちに司法機關に移送し法により処理する。</p>
<p>第五十五条 县级以上工商行政管理部门根据已经取得的违法嫌疑证据或者举报，对涉嫌侵犯他人注册商标专用权的行为进行查处时，可以行使下列职权：</p> <p>(一) 询问有关当事人，调查与侵犯他人注册商标专用权有关的情况；</p> <p>(二) 查阅、复制当事人与侵权活动有关的合同、发票、帐簿以及其他有关资料；</p> <p>(三) 对当事人涉嫌从事侵犯他人注册商标专用权活动的场所实施现场检查；</p> <p>(四) 检查与侵权活动有关的物</p>	<p>第五十五条 県クラス以上の工商行政管理部門は違法の疑いのある証拠又は通報により、他人の登録商標専用権侵害に疑義のある行為に対して取り調べをする際、以下の職権を行使することができる。</p> <p>(一) 当事者を尋問し、他人の登録商標専用権の侵害に関する状況を取り調べること</p> <p>(二) 当事者の侵害行為に關係する契約、領収書、帳簿及びその他の資料を閲覧、複製すること</p> <p>(三) 他人の登録商標専用権の侵害行為に疑いのある場所を現場検証すること</p> <p>(四) 侵害行為に關係する物品を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物品であることを証明する証拠がある場合、これを封印し、差し押さえ</p>	<p>第六十二条 县级以上工商行政管理部门根据已经取得的违法嫌疑证据或者举报，对涉嫌侵犯他人注册商标专用权的行为进行查处时，可以行使下列职权：</p> <p>(一) 询问有关当事人，调查与侵犯他人注册商标专用权有关的情况；</p> <p>(二) 查阅、复制当事人与侵权活动有关的合同、发票、账簿以及其他有关资料；</p> <p>(三) 对当事人涉嫌从事侵犯他人注册商标专用权活动的场所实施现场检查；</p> <p>(四) 检查与侵权活动有关的物</p>	<p>第六十二条 県クラス以上の工商行政管理部門は既に取得した違法の疑いのある証拠または通報により、他人の登録商標専用権侵害の疑いのある行為に対し調査、処理を行う際、以下の職権を行使することができる。</p> <p>(一) 關係当事者を尋問し、他人の登録商標専用権侵害に関する状況を調査すること。</p> <p>(二) 当事者の権利侵害行為に關係する契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を閲覧、複製すること。</p> <p>(三) 他人の登録商標専用権の侵害行為の疑いのある場所を現場検証すること。</p> <p>(四) 侵害行為に關係する物品を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物品であることを証明する証拠がある場合、これを封印し、差し押さえ</p>

<p>品；对有证据证明是侵犯他人注册商标专用权的物品，可以查封或者扣押。</p> <p>工商行政管理部门依法行使前款规定的职权时，当事人应当予以协助、配合，不得拒绝、阻挠。</p>	<p>ること</p> <p>工商行政管理部门は前項に基づき職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、拒絶、妨害してはならない。</p>	<p>品；对有证据证明是侵犯他人注册商标专用权的物品，可以查封或者扣押。</p> <p>工商行政管理部门依法行使前款规定的职权时，当事人应当予以协助、配合，不得拒绝、阻挠。</p> <p>在查处商标侵权案件过程中，对商标权属存在争议或者权利人同时向人民法院提起商标侵权诉讼的，工商行政管理部门可以中止案件的查处。中止原因消除后，应当恢复或者终结案件查处程序。</p>	<p>ること。</p> <p>工商行政管理部门が法に基づいて前項に定める職権を行使する場合、当事者はこれに協力しなければならない、拒否、妨害してはならない。</p> <p><u>商標権侵害案件の調査、処理の過程において、商標権帰属に争議が存在し、或いは、権利者が同時に人民法院に商標権侵害訴訟を提起する場合、工商行政管理部门は案件の調査、処理を中止することができる。中止の原因が解消された後に、案件の調査、処理手続を再開し、或いは、終結させる。</u></p>
<p>第五十六条 侵犯商标专用权的赔偿数额，为侵权人在侵权期间因侵权所获得的利益，或者被侵权人在被侵权期间因被侵权所受到的损失，包括被侵权人为制止侵权行为所支付的合理开支。</p>	<p>第五十六条 商標専用権侵害の損害賠償額は、侵害者が侵害した期間に侵害により得た利益又は被侵害者が侵害された期間に侵害により受けた損失とし、被侵害者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含む。</p>	<p>第六十三条 侵犯商标专用权的赔偿数额，按照权利人因被侵权所受到的实际损失确定；实际损失难以确定的，可以按照侵权人因侵权所获得的利益确定；权利人的损失或者侵权人获得的利益难以确定的，参照该商</p>	<p>第六十三条 商標専用権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害により受けた実際の損失に基づいて確定される。<u>実際の損失が確定できない場合、権利侵害者が権利侵害により得た利益に基づいて確定することができる。権利者の損失と権利侵害者の利益のいずれも確定できない場合、同</u></p>

<p>前款所称侵权人因侵权所得利益，或者被侵权人因被侵权所受损失难以确定的，由人民法院根据侵权行为的情节判决给予五十万元以下的赔偿。</p>	<p>前項にいう侵害者が侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害により受けた損失を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状により50万元以下の損害賠償を命ずる。</p>	<p>标许可使用费的倍数合理确定。对恶意侵犯商标专用权，情节严重的，可以在按照上述方法确定数额的一倍以上三倍以下确定赔偿数额。赔偿数额应当包括权利人为制止侵权行为所支付的合理开支。</p> <p>人民法院为确定赔偿数额，在权利人已经尽力举证，而与侵权行为相关的账簿、资料主要由侵权人掌握的情况下，可以责令侵权人提供与侵权行为相关的账簿、资料；侵权人不提供或者提供虚假的账簿、资料的，人民法院可以参考权利人的主张和提供的证据判定赔偿数额。</p> <p>权利人因被侵权所受的实际损失、侵权人因侵权所获得的利益、注册商标许可使用费难以确定的，由人民法院根据侵权</p>	<p>商標の許諾使用料の倍数を参考に<u>して合理的に確定する。悪意的に商標専用権を侵害し、情状が重大な場合、上記方法に基づいて確定した金額の1倍以上3倍以下で賠償金額を確定することができる。賠償金額は、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含む。</u></p> <p><u>人民法院は賠償金額を確定するため、権利者が全力で挙証した上で、権利侵害行為と関係する帳簿、資料が主に権利侵害者によって掌握されている場合、権利侵害者に対し権利侵害行為に関する帳簿、資料の提供を命じることができる。権利侵害者が提供しなく、或いは、虚偽の帳簿、資料を提供する場合、人民法院は権利者の主張及び権利者により提供された証拠を参考して賠償金額を確定することができる。</u></p> <p><u>権利者が権利侵害により受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害により得た利益、登録商標許諾使用料のいずれも確定できない場合、人民法院が権利侵害行為の情状に基づき 300 万</u></p>
--	--	--	--

		行为的情节判决给予 <u>三百万元</u> 以下的赔偿。	<u>元以下</u> の賠償を命ずる。
<p>销售不知道是侵犯注册商标专用权的商品，能证明该商品是自己合法取得的并说明提供者的，不承担赔偿责任。</p>	<p>登録商標専用権の侵害製品であることを知らず善意により販売した場合、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者に説明できる場合には、損害賠償の責を負わない。</p>	<p>第六十四条 注册商标专用权人请求赔偿，被控侵权人以注册商标专用权人未使用注册商标提出抗辩的，人民法院可以要求注册商标专用权人提供此前三年内实际使用该注册商标的证据。注册商标专用权人不能证明此前三年内实际使用过该注册商标，也不能证明因侵权行为受到其他损失的，被控侵权人不承担赔偿责任。</p> <p>销售不知道是侵犯注册商标专用权的商品，能证明该商品是自己合法取得并说明提供者的，不承担赔偿责任。</p>	<p>第六十四条 登録商標専用権者が賠償を請求し、権利侵害被告が登録商標専用権者による登録商標の不使用をもって抗弁する場合、人民法院は登録商標専用権者に対してこの直前3年間に当該登録商標が実際に使用された証拠の提供を求めることができる。登録商標専用権者はこの直前3年間に当該登録商標が実際に使用されたことを証明することができず、かつ、権利侵害行為によりその他の損失を受けたことを証明することができない場合、権利侵害被告は賠償責任を負わない。</p> <p>登録商標専用権を侵害した商品であることを知らずに販売し、自分が当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつその提供者を説明できる場合、賠償責任を負わない。</p>
第五十七条 商标注册人	第五十七条 商標権者又は利害関係	第六十五条 商标注册人	第六十五条 商標登録者または利害

<p>或者利害关系人有证据证明他人正在实施或者即将实施侵犯其注册商标专用权的行为,如不及时制止,将会使其合法权益受到难以弥补的损害的,可以在起诉前向人民法院申请采取责令停止有关行为和财产保全的措施。</p> <p>人民法院处理前款申请,适用《中华人民共和国民事诉讼法》第九十三条至第九十六条和第九十九条的规定。</p>	<p>者は、他人がその商標専用権の侵害行為を行っているか又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益に回復しがたい損害を被る恐れがある場合には、訴えを提起する前に、人民法院に關係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう請求することができる。</p> <p>人民法院は前項の請求を処理するにあたり、「中華人民共和國民事訴訟法」</p> <p>第九十三条から第九十六条及び第九十九条の規定を適用する。</p>	<p>或者利害关系人有证据证明他人正在实施或者即将实施侵犯其注册商标专用权的行为,如不及时制止,将会使其合法权益受到难以弥补的损害的,可以依法在起诉前向人民法院申请采取责令停止有关行为和财产保全的措施。</p> <p>删除现行法第二款(一审稿第二款至第五款)</p>	<p>關係者は、他人がその登録商標専用権の侵害行為を行っているか、または、行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければその合法的權益に回復しがたい損害を被る恐れがある場合、提訴前に、法に従い關係行為の停止及び財産の保全措置命令を採るよう人民法院に請求することができる。</p>
<p>第五十八条 为制止侵权行为,在证据可能灭失或者以后难以取得的情况下,商标注册人或者利害关系人可以在起诉前向人民法院申请保全证据。</p> <p>人民法院接受申请后,必须在四十八小时内做出裁定;裁定采取保全措施的,应当立即开始执行。</p>	<p>第五十八条 侵害行為を差止めるに際し、証拠が消滅する可能性がある、又は今後の入手が困難である場合、商標権者又は利害關係者は訴えを提起する前に人民法院に証拠の保全を請求することができる。</p> <p>人民法院は当該請求を受領した後、48時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を採るように裁定したものについては直ちに執行しなければならない。</p>	<p>第六十六条 为制止侵权行为,在证据可能灭失或者以后难以取得的情况下,商标注册人或者利害关系人可以依法在起诉前向人民法院申请保全证据。</p> <p>(删除第二款至第四款)</p>	<p>第六十六条 權利侵害行為を差止めるに際し、証拠が消滅する可能性があり、または今後の入手が困難である場合、商標登録者または利害關係者は提訴前に、法に従い証拠の保全を人民法院に請求することができる。</p>

<p>人民法院可以责令申请人提供担保，申请人不提供担保的，驳回申请。</p> <p>申请人在人民法院采取保全措施后十五日内不起诉的，人民法院应当解除保全措施。</p>	<p>人民法院は請求人に担保の提供を命じることができる。請求人が担保を提出しない場合には、その請求を却下する。</p> <p>請求人が、人民法院が保全措置を採用してから 15 日以内に提訴しない場合、人民法院は保全措置を解除しなければならない。</p>		
<p>第五十九条 未经商标注册人许可，在同一种商品上使用与其注册商标相同的商标，构成犯罪的，除赔偿被侵权人的损失外，依法追究刑事责任。</p> <p>伪造、擅自制造他人注册商标标识或者销售伪造、擅自制造的注册商标标识，构成犯罪的，除赔偿被侵权人的损失外，依法追究刑事责任。</p> <p>销售明知是假冒注册商标的商品，构成犯罪的，除赔偿被侵权人的损失外，依法追究刑事责任。</p>	<p>第五十九条 商標登録者の許諾なしに、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、当該行為が犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追求する。</p> <p>他人の登録商標の標章を偽造し、無断で製造し、若しくはその偽造し、無断で製造した登録商標の標章を販売することで犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及する。</p> <p>登録商標を盗用した偽造商品と知りながら販売することにより犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>第六十七条 未经商标注册人许可，在同一种商品上使用与其注册商标相同的商标，构成犯罪的，除赔偿被侵权人的损失外，依法追究刑事责任。</p> <p>伪造、擅自制造他人注册商标标识或者销售伪造、擅自制造的注册商标标识，构成犯罪的，除赔偿被侵权人的损失外，依法追究刑事责任。</p> <p>销售明知是假冒注册商标的商品，构成犯罪的，除赔偿被侵权人的损失外，依法追究刑事责任。</p>	<p>第六十七条 商標登録者の許諾なしに、同一の商品にその登録商標と同一の商標を使用することで、犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。</p> <p>他人の登録商標の標章を偽造、無断で製造し、または偽造、無断で製造された登録商標の標章を販売することで、犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。</p> <p>登録商標を盗用した商品と知りながら販売することで、犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。</p>

		<p>第六十八条 商标代理机构有下列行为之一的，由工商行政管理部门责令限期改正，给予警告，处一万元以上十万元以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员给予警告，处五千元以上五万元以下的罚款；<u>构成犯罪的，依法追究刑事责任：</u></p> <p>（一）办理商标事宜过程中，伪造、变造或者使用伪造、变造的法律文件、印章、签名的；</p> <p>（二）以诋毁其他商标代理机构等手段招徕商标代理业务或者以其他不正当手段扰乱商标代理市场秩序的；</p> <p>“（三）违反本法第十九条第三款、第四款规定的。</p> <p>商标代理机构有前款规定行为的，<u>由工商行政管理部门记</u></p>	<p><u>第六十八条 商標代理機構に下記行為のいずれかがある場合、工商行政管理部門により期限を定めて是正を命じ、警告を与え、1万元以上10万元以下の罰金を科し、直接に責任を負う主管責任者及びその他の直接責任者に警告を与え、5千元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。</u></p> <p><u>（一）商標業務処理の過程において、法律文書、印章、署名を偽造、変造し、或いは、偽造、変造した法律文書、印章、署名を使用すること。</u></p> <p><u>（二）他の商標代理機構を中傷すること等の手段により、商標代理業務を招致し、或いは、その他の不正手段で商標代理市場の秩序を乱すこと。</u></p> <p><u>（三）本法第十九条第三項、第四項の規定に違反すること。</u></p> <p><u>商標代理機構に前項に定める行為があった場合、工商行政管理部門により信用記録に記入される。情状が重大な場合、商標局、商標評審委員会は共同で当該代理機構の商標代理業務に対して受理の停止を決定することが</u></p>
--	--	---	---

		<p><u>入信用档案；情节严重的，商标局、商标评审委员会并可以决定停止受理其办理商标代理业务，予以公告。</u> <u>商标代理机构违反诚实信用原则，侵害委托人合法利益的，应当依法承担民事责任，并由商标代理行业组织按照章程规定予以惩戒。</u></p>	<p><u>でき、これを公告する。</u> <u>商標代理機構が信義誠実の原則に違反し、委託人の合法的利益を侵害した場合、法により民事責任を負い、かつ商標代理業界組織により規約に従って懲戒を与える。</u></p>
<p>第六十条 从事商标注册、管理和复审工作的国家机关工作人员必须秉公执法，廉洁自律，忠于职守，文明服务。</p> <p>商标局、商标评审委员会以及从事商标注册、管理和复审工作的国家机关工作人员不得从事商标代理业务和商品生产经营活动。</p>	<p>第六十条 商標の登録、管理及び再審業務に従事する国家公務員は、私情なく公平に法律を執行し、廉潔に自らを律し、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。</p> <p>商標局、商標評審委員会及び商標登録・管理、再審業務に従事する国家公務員は、商標の代理業務及び商品の生産活動に従事してはならない。</p>	<p>第六十九条 从事商标注册、管理和复审工作的国家机关工作人员必须秉公执法，廉洁自律，忠于职守，文明服务。</p> <p>商标局、商标评审委员会以及从事商标注册、管理和复审工作的国家机关工作人员不得从事商标代理业务和商品生产经营活动。</p>	<p>第六十九条 商標の登録、管理及び再審業務に従事する国家機関職員は、公平に法律を執行し、廉潔自律で、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。</p> <p>商標局、商標評審委員会及び商標の登録、管理、再審業務に従事する国家機関職員は、商標代理業務及び商品生産経営活動に従事してはならない。</p>
<p>第六十一条 工商行政管理部门应当建立健全内部监督</p>	<p>第六十一条 工商行政管理局は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理及び再審業務を責務とする国</p>	<p>第七十条 工商行政管理部门应当建立健全内部监督制</p>	<p>第七十条 工商行政管理部門は健全な内部監督制度を確立し、商標の登録、管理及び再審業務を責務とする国</p>

制度，对负责商标注册、管理和复审工作的国家机关工作人员执行法律、行政法规和遵守纪律的情况，进行监督检查。	家公務員の、法律及び行政法規の執行に対して、また規則の遵守についての状況を監督、点検しなければならない。	度，对负责商标注册、管理和复审工作的国家机关工作人员执行法律、行政法规和遵守纪律的情况，进行监督检查。	家機関職員による法律、行政法規の執行及び規律遵守の状況に対して、監督、検査を行う。
第六十二条 从事商标注册、管理和复审工作的国家机关工作人员玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊，违法办理商标注册、管理和复审事项，收受当事人财物，牟取不正当利益，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予行政处分。	第六十二条 商標登録、管理及び再審業務に従事する国家公務員は、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれ不正行為を行い、商標の登録、管理及び再審を違法に処理し、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼり、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。なお犯罪を構成しない場合には、法により行政処分を与える。	第七十一条 从事商标注册、管理和复审工作的国家机关工作人员玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊，违法办理商标注册、管理和复审事项，收受当事人财物，牟取不正当利益，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予处分。	第七十一条 商標の登録、管理及び再審業務に従事する国家機関職員は、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれ不正行為を行い、商標の登録、管理及び再審業務を違法に処理し、当事者から金品を受け取り、不正な利益をむさぼることで、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法により <u>処分</u> を与える。
第八章 附 则	第八章 附 則	第八章 附 则	第8章 附則
第六十三条 申请商标注册和办理其他商标事宜的，应当缴纳费用，具体收费标准另定。	第六十三条 商標登録出願及びその他の商標事務手続をするときは、手数料を納付しなければならない。具体的な手数料の基準は別に定める。	第七十二条 申请商标注册和办理其他商标事宜的，应当缴纳费用，具体收费标准另定。	第七十二条 商標登録出願及びその他の商標業務手続を行う時、手数料を納付しなければならない。具体的な徴収基準は別に定める。
第六十四条 本法自 1983 年 3 月 1 日起施行。1963 年 4 月 10 日国务院公布的《商标管理条例》同时废止；其他有关商	第六十四条 この法律は、1983年3月1日より施行する。1963年4月10日国務院が公布した「商標管理条例」は同時に廃止する。その他の商標管理に関する規定は、この法律と抵触するとき	第七十三条 本法自 1983 年 3 月 1 日起施行。1963 年 4 月 10 日国务院公布的《商标管理条例》同时废止；其他有关商	第七十三条 本法は、1983年3月1日より施行する。1963年4月10日に国務院が公布した「商標管理条例」は同時に廃止する。その他の商標管理に関する規定は、本法と抵触する場合、同時

<p>标管理的规定，凡与本法抵触的，同时失效。</p> <p>本法施行前已经注册的商标继续有效。</p>	<p>は、同ときに失効する。</p> <p>この法律の施行前に既に登録された商標は、継続して有効とする。</p>	<p>标管理的规定，凡与本法抵触的，同时失效。</p> <p>本法施行前已经注册的商标继续有效。</p>	<p>に失効する。</p> <p>本法の施行前に既に登録された商標は、引き続き有効である。</p>
--	--	--	---

以上